

# 関連様式集

	担当		備考		様式	様式名	防疫指針	報告先		
第一段階	現地家保	病性鑑定班			1	異常豚の届出を受けた際の報告	4	→畜産課→動物衛生課 ※病性鑑定班が農場で確認		
					1	異常豚の届出を受けた際の報告	4	現地家保（作成）→病性鑑定班→畜産課→動物衛生課		
					2	異常豚が所在する農場等に関する疫学情報（現地調査票）	5	→現地家保→畜産課→動物衛生課		
					4	防疫計画（事前調査票）		→現地家保→畜産課→動物衛生課 ※先遣隊が再確認		
					6	疫学情報調査票		→現地家保→畜産課		
第二段階 佐倉陽性	中央家保 佐倉				3	病性鑑定依頼書	6	→動衛研		
	畜産課	総務広報班		部長レク・プレス	73	豚熱の（疑似）患畜の確認について				
	現地家保	次長			5	人数計算表		→畜産課		
		備蓄担当			18	在庫管理表（発生農場・サブステーション）		→搬出先		
					19	と殺指示書	8	→農場管理者 ※指示書交付前に発生農場対策班が農場説明		
	先遣隊			防疫計画	4	防疫計画（事前調査票）		病性鑑定班（作成）→先遣隊（再確認）→現地家保→畜産課		
	先遣隊	評価人			殺処分準備	14	殺処分計数野帳		→発生農場対策班長	
						15	殺処分豚集計表			
						16	汚染物品 計数野帳			
	現地对策本部	後方支援班	班長		初動対応	25	SS施設レイアウト図		→現地对策本部→県対策本部	
						26	サブステーション連絡先一覧			
		周辺対策班				初動対応	35	告示用字一覧		→各家保・畜産課
							36	移動制限区域及び搬出制限区域図		
					37	移動制限区域・搬出制限区域内の養豚農家及び畜産関連施設				
					38	例外協議農場リスト				
対策本部 体制 動衛研陽性	県対策本部	総務広報班		取材		7	取材報告		→報道広報課報道室	
					人員		8	自衛隊の災害派遣について（要請）		→防災危機管理部危機管理課
							9	自衛隊の災害派遣部隊の撤収について（要請）		→現地对策本部
							11	現地防疫活動従事者の派遣について		
							12	現地防疫活動従事者派遣名簿		
						バス		33	バス運行予定表（県庁-サブステーション）	
	焼埋却班			関係機関		72	関係機関・団体向け協力要請用資料		→県対策本部	
						63	道路占用許可申請・協議書		→管轄土木事務所	
						64	道路使用許可申請書		→管轄警察署	

発生農場対策班	総務班		人員	10	現地防疫活動従事者の派遣要請について		→畜産課	
		従事者受入係	人員	13	各班別管理表（発生農場用）		→発生農場対策班連絡係→現地対策本部→県対策本部	
		資材管理係長	資材管理	17	資材受入・搬出簿		→現地対策本部	
				18	在庫管理表（発生農場・サブステーション）			
		計数係長	殺処分	14	殺処分計数野帳		→発生農場対策班長→現地対策本部→県対策本部	
				15	殺処分豚集計表			
		埋却係長	埋却	20	埋却・レンジリング 処理計数野帳			
				21	運搬トラック積載・荷下ろし確認票（発生農場・搬入先共通）			
		連絡係			22	問題発生記録		→県対策本部
	後方支援班（SS）	総務			30	各班別管理表（SS用）		→SS従事者管理係→SS総務
				32	発生農場対策従事者日報		→現地対策本部→県対策本部	
				22	問題発生記録		→現地対策本部→県対策本部	
従事者管理係（総務WS）		従事者受付			23	防疫活動従事者の現地判定フロー		
					24	従事者作業前チェック票		→SS総務（原本保管）
					28	防疫活動従事者名簿		→県対策本部総務広報班（作成）→SS総務→SS従事者管理係
					27	配布資材チェックリスト		→現地・県対策本部
従事者管理係		バス			29	動員者以外受付名簿		（配布資料）
					31	受付状況とりまとめ		→SS総務→現地・県対策本部
					34	農場バス等運行実績（サブステーションー農場バス等）		→SS総務
資材管理係	資材管理			17	資材受入・搬出簿		→SS総務→現地対策本部	
				18	在庫管理表（発生農場・サブステーション）			
移動制限区域農場対応		衛生だより		62	家畜衛生だより		畜産課（作成）→周辺対策班→全農家	
	農家連絡			41	家畜伝染病予防法第52条の規定による報告徴求命令に対する報告		→移動制限区域内農家	
				42	（移動制限区域用）豚熱患畜（疑似患畜）の発生について			
				46	特定移動制限等に係る助成措置について			
	発生状況確認検査			39	確認検査採材リスト		（調査用）	
				47	生きた豚等の移動制限区域内のと畜場への出荷について			
				48	と畜場出荷のための調査表			
				56	豚等の死体等の処分のための移動について			
	例外協議			57	死体等の移動のための調査表		→畜産課→動物衛生課	
				38	例外協議農場リスト			

現地対策本部

周辺対策班

農家連絡	50	と畜場出荷許可申請書	→移動制限区域内農家→と畜場 農場（作成）→周辺対策班 農場（作成）→周辺対策班（必要事項記載）→農場、と畜場 →と畜場 →農場
	51	出荷に係る農場全体の健康観察表	
	52	移動予定豚の健康観察表	
	53	検査証明書	
	54	と畜場への出荷のための協議終了について	
	55	と畜場出荷許可書	
	58	豚等の死体等の処分のための移動の協議終了について	
	59	制限除外証明書	
農家連絡	41	家畜伝染病予防法第52条の規定による報告徴求命令に対する報告	→搬出制限区域内農場
	43	（搬出制限区域用）豚熱 患畜（疑似患畜）の発生について	
	46	特定移動制限等に係る助成措置について	
	49	（搬出制限区域用）と畜場出荷のための調査表	
	56	豚等の死体等の処分のための移動について	
	57	死体等の移動のための調査表	
	例外協議	38	
農家連絡	50	と畜場出荷許可申請書	→移動制限区域内農家→と畜場 農場（作成）→周辺対策班 農場（作成）→周辺対策班（必要事項記載）→農場、と畜場 →と畜場
	51	出荷に係る農場全体の健康観察表	
	52	移動予定豚の健康観察表	
	53	検査証明書	
	58	豚等の死体等の処分のための移動の協議終了について	
	59	制限除外証明書	
農家連絡	41	家畜伝染病予防法第52条の規定による報告徴求命令に対する報告	→疫学関連農場
	44	（疫学関連農場用）豚熱 患畜（患畜）発生に伴う疫学関連家畜について	
	46	特定移動制限等に係る助成措置について	
	49	（疫学関連農場用）と畜場出荷のための調査表	
	56	豚等の死体等の処分のための移動について	
	60	他農場へ生体を移動するための調査表	

				農家 連絡	50	と畜場出荷許可申請書			
					51	出荷に係る農場全体の健康観察表		農場（作成）→周辺対策班	
					52	移動予定豚の健康観察表		農場（作成）→周辺対策班（必要事項記載）→農場、と畜場	
					54	と畜場へのお荷のための協議終了について			
					55	と畜場出荷許可書		→農場	
					58	豚等の死体等の処分のための移動の協議終了について			
					59	制限除外証明書			
					61	生きた豚等の移動のための協議終了について			
				いのしし陽性	農家 連絡	41	家畜伝染病予防法第52条の規定による報告徴求命令に対する報告		
						45	野生いのししからの豚熱ウイルス（抗体）検出に伴う対応について		→農場
						46	特定移動制限等に係る助成措置について		
						49	（疫学関連農場用）と畜場出荷のための調査表		
					農家 連絡	56	豚等の死体等の処分のための移動について		
						60	他農場へ生体を移動するための調査表		
						50	と畜場出荷許可申請書		
						51	出荷に係る農場全体の健康観察表		
				集合施設		52	移動予定豚の健康観察表		
						54	と畜場へのお荷のための協議終了について		
						55	と畜場出荷許可書		
						58	豚等の死体等の処分のための移動の協議終了について		
						59	制限除外証明書		
61	生きた豚等の移動のための協議終了について								
40	と畜場の再開に当たっての確認事項		→畜産課、と畜場（写し）						
22	問題発生記録		→現地対策本部→県対策本部						
消毒ポイント班	運営係		70	周辺対策従事者日報		→畜総研			
			65	消毒ポイント担当者報告書					
	運営係連絡責任者		66	車両消毒実施確認書（消毒実施者控）					
			67	車両消毒済証明書		→運転手			
			68	消毒ポイント実績報告書		→畜総研→県対策本部			
			22	問題発生記録		→現地対策本部→県対策本部			
			69	消毒ポイント担当者報告書		→県対策本部			
畜総研			71	動員実績（消毒ポイント関係）		→県対策本部			

様式	様式名	防疫指針
1	異常豚の届出を受けた際の報告	4
2	異常豚が所在する農場等に関する疫学情報（現地調査票）	5
3	病性鑑定依頼書	6
4	防疫計画（事前調査票）	
5	人数計算表	
6	疫学情報調査票	
7	取材報告	
8	自衛隊の災害派遣について(要請)	
9	自衛隊の災害派遣部隊の撤収について(要請)	
10	現地防疫活動従事者の派遣要請について	
11	現地防疫活動従事者の派遣について	
12	現地防疫活動従事者派遣名簿	
13	各班別管理表（発生農場用）	
14	殺処分計数野帳	
15	殺処分豚集計表	
16	汚染物品 計数野帳	
17	資材受入・搬出簿	
18	在庫管理表（発生農場・サブステーション）	
19	と殺指示書	8
20	埋却・レンダリング 処理計数野帳	
21	運搬トラック積載・荷下ろし確認票（発生農場・搬入先共通）	
22	問題発生記録	
23	防疫作業従事者の現地判定フロー	
24	従事者作業前チェック票	
25	SS施設レイアウト図	
26	サブステーション連絡先一覧	
27	配布資材チェックリスト	
28	防疫活動従事者名簿	
29	動員者以外受付名簿	
30	各班別管理表（SS用）	
31	受付状況とりまとめ	
32	発生農場対策従事者日報	
33	バス運行予定表（県庁-サブステーション）	
34	農場バス等運行実績（サブステーションー農場バス等）	
35	告示用字一覧	
36	移動制限区域及び搬出制限区域図	
37	移動制限区域・搬出制限区域内の養豚農家及び畜産関連施設	
38	例外協議農場リスト	
39	確認検査採材リスト	
40	と畜場の再開に当たっての確認事項	
41	家畜伝染病予防法第52条の規定による報告徴求命令に対する報告	
42	（移動制限区域用）豚熱患畜（疑似患畜）の発生について	
43	（搬出制限区域用）豚熱患畜（疑似患畜）の発生について	
44	（疫学関連農場用）豚熱 患畜（患畜）発生に伴う疫学関連家畜について	
45	（陽性いのしし用）野生いのししからの豚熱ウイルス（抗体）検出に伴う対応について	
46	特定移動制限等に係る助成措置について	
47	生きた豚等の移動制限区域内のと畜場への出荷について	
48	と畜場出荷のための調査表	
49	（疫学関連農場用）と畜場出荷のための調査表	
50	と畜場出荷許可申請書	
51	出荷に係る農場全体の健康観察表	
52	移動予定豚の健康観察表	
53	検査証明書	
54	と畜場への出荷のための協議終了について	
55	と畜場出荷許可書	
56	豚等の死体等の処分のための移動について	
57	死体等の移動のための調査表	
58	豚等の死体等の処分のための移動の協議終了について	
59	制限除外証明書	
60	他農場へ生体を移動するための調査表	
61	生きた豚等の移動のための協議終了について	
62	家畜衛生たより原稿	
63	道路占用許可申請・協議書	
64	道路使用許可申請書	
65	消毒ポイント担当者報告書	
66	車両消毒実施確認書(消毒実施者控)	
67	車両消毒済証明書	
68	消毒ポイント実績報告書	
69	消毒ポイント担当者報告書	
70	周辺対策従事者日報	
71	動員実績（消毒ポイント関係）	
72	関係機関・団体向け協力要請用資料	
73	豚熱の（疑似）患畜の確認について	

## 異常豚の届出を受けた際の報告

千葉県〇〇家畜保健衛生所

- 1 届出受理年月日時間： 年 月 日 時 分
- 2 届出者  
氏 名： (職 業： )  
住 所： (電話番号： )
- 3 異常豚の所在  
住 所： (電話番号： )  
所有者氏名：
- 4 届出事項（畜種別、繁殖、育成又は肥育等の用途別に聴き取ること。）  
飼養頭数：  
うち異常頭数：
- 5 おおまかな症状、病歴及び診療履歴等：
- 6 既に講じた措置：  
出荷自粛 / 部外者の立入り制限 / 出入口、衣類、飼養器具の消毒  
その他 ( )
- 7 その他関連事項（疫学情報等）：
- 8 届出者への指示事項：  
すべての豚、死体、排泄物、敷料、飼料、飼養器具の移動自粛 / 出入口を  
1カ所として、部外者を立入り制限 / 従業員が外出する場合の消毒 / 異  
常豚の精液及び受精卵、排泄物、敷料を他の豚と接触させない  
その他 ( )
- 9 届出受理者氏名：
- 10 処置  
(1) 通報（時間）  
所長： ( 時 分)、畜産課： ( 時 分)  
(2) 現地調査  
氏名： ( 名)  
出発時間： 時 分、農場到着予定時間：

## 異常豚が所在する農場等に関する疫学情報（現地調査票）

都道府県：千葉県

家畜保健衛生所：

担当：

- 1 現地調査 日時： 年 月 日 時 分
- 2 豚等の所有者 住所：  
畜舎の所在地（家畜所有者の住所と異なる場合）：  
氏名：
- 3 農場従業員数及び農場管理責任者名：
- 4 家畜種及び飼養形態：
- 5 飼養頭数：
- 6 病畜頭数：
- 7 症状、病変及び病歴（経時的に詳細に記載）：
- 8 病性鑑定材料（部位、検体数及び保管方法）：
- 9 当面の措置状況（検体送付後の措置等）：
- 10 過去 28 日間に当該農場に出入りした豚等の履歴：
- 11 過去 28 日間に出入りした人・車両の履歴及びそれらの巡回範囲  
（1）人（獣医師、人工授精師）：  
（2）車両（家畜運搬車両、飼料運搬車両、死亡畜回収車両及び堆肥運搬車両）：
- 12 堆肥の出荷先：
- 13 精液及び受精卵の出荷先：
- 14 その他参考となる事項（周辺農場の戸数（3 km、10 km）、周辺農場の豚等の様子等）：

病 性 鑑 定 依 頼 書

令和 年 月 日

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構  
動物衛生研究部門長 殿

依頼機関代表者・氏名 (印)

下記のとおり病性鑑定を依頼いたします。

記

- 1 動物種 (品種、性別、個体識別番号等を含む。)
- 2 鑑定材料 (種類及び数量を含む。)
- 3 鑑定目的  
豚熱の診断
- 4 発生状況  
別添のとおり (別記様式 2 を添付)
- 5 連絡先
- 6 その他特記事項

様式4

調査日: 年 月 日

## 防疫計画 (事前調査表)

農場:

住所:

畜主:

連絡先:

### 1 基本情報

① 飼育形態 : 一貫 繁殖 肥育

② 飼養頭数 :

繁殖	頭
育成	頭
種豚	頭
哺乳豚 (21日齢まで)	頭
離乳豚 (90日齢まで)	頭
肥育豚 (90日齢以降)	頭
合計	0 頭

### ③ 豚舎構造

豚舎種別	棟数	豚舎構造	備考
ストール舎			
分娩舎			
種豚舎			
育成舎			
離乳舎			
子豚舎			
肥育舎			
その他			
合計	0		

### ④ 所有する機器

機種名	台数	機種名	台数	機種名	台数
ホイールローダー		動力噴霧器			
フォークリフト		水タンク			
ボブキャット					
ダンプカー					
堆肥トラック					
運搬かご					

## 2 農場図面

豚舎図面を張り付ける。

航空写真の場合は種別(ストール舎等)を記入する。

豚舎に番号を振る。

番号はストール、種雄、育成、分娩、離乳、子豚、肥育、その他の順とする  
飼料タンクの位置と大きさを記入する。

### 3 農場配置図

豚舎図面に以下の場所の配置を記入する。

1. 殺処分場所
2. 殺処分豚一時置き場
3. トラックへの積み込み場所
4. 農場前テント及び資材置き場
5. 埋却場所(農場内にある場合)
6. 防疫ライン

#### 4 防疫計画

##### ① 殺処分数と方法

豚舎番号	豚舎種別	飼養頭数	殺処分方法	豚舎番号	豚舎種別	飼養頭数	殺処分方法
1				16			
2				17			
3				18			
4				19			
5				20			
6				21			
7				22			
8				23			
9				24			
10				25			
11				26			
12				27			
13				28			
14				29			
15				30			

電殺する豚舎数 : 棟

ガス殺する豚舎数 : 棟

電殺班	班
殺処分班数 (豚舎数と農場面積から考える)	:
ガス殺班	班
合計	班

##### ② 集合場所(SS)と輸送法

集合場所 :

農場までの距離 km 所要時間 分

輸送方法 :

##### ③ 処分方法

処分法 : 埋却(自己・その他)、 レンダリング

処分地 :

種別 (埋却地orレンダリング地)	住所	緯度経度	備考

※住所はわかる範囲で記入

## 5 埋却地・レンタル機器設置場所

処分地の航空写真等を貼り、以下の場所の配置を記入する。

1. 埋却溝(計算シートを利用)
2. レンダリング機器
3. 農場前テント及び資材置き場
4. 防疫ライン

※処分地が複数ある場合は、全ての処分地について作成する

埋却地計算式

基本数値

1.飼養頭数

	頭数		1フレコン当たり		フレコン数
繁殖	0	頭	1	頭	0
育成	0	頭	1	頭	0
種豚	0	頭	1	頭	0
哺乳豚(21日齢まで)	0	頭	30	頭	0
離乳豚(90日齢まで)	0	頭	15	頭	0
肥育豚(90日齢以)	0	頭	3	頭	0
合計	0	頭			0

2.飼料

最大量で計算する

飼料タンク(大きさ)	本数	飼料量		1フレコン当たり	フレコン数
20 t		0	t	0.5	t 0
10 t		0	t	0.5	t 0
7 t		0	t	0.5	t 0
4 t		0	t	0.5	t 0
2 t		0	t	0.5	t 0
紙袋		0	t	0.5	t 0
合計					0

3.堆肥 ※埋却を行う場合記入

	頭数	糞量/頭日	舎内にある日数	糞量(t)	1フレコン当たり	フレコン数
繁殖	0	3.0 kg	1 日	0	0.5 t	0
育成	0	3.0 kg	1 日	0	0.5 t	0
種豚	0	3.0 kg	1 日	0	0.5 t	0
哺乳豚(21日齢まで)	0	0.6 kg	5 日	0	0.5 t	0
離乳豚(90日齢まで)	0	0.6 kg	5 日	0	0.5 t	0
肥育豚(90日齢以)	0	2.1 kg	5 日	0	0.5 t	0
合計	0					0

	量	1フレコン当たり	フレコン数
敷料	0 t	0.5 t	0
堆肥舎	0 t	0.5 t	0

合計 0

埋却溝の長さ

フレコン総数	0
--------	---

哺乳・離乳・エサは1フレコン1㎡、肥育・繁殖は0.222㎡/頭とする

哺乳・離乳・エサ	0 m
肥育・繁殖	0 m
埋却溝の長さ	0 m

埋却溝の採掘時間

埋却溝の本数	2
1本の長さ	0
容積	0

埋却溝 1本あたりの掘削時間/台

0.10m3級	0
0.20m3級	0
0.35m3級	0
0.60m3級	0
0.70m3級	0

0.70m 3級バックホウを3台使用した場合

0.0 時間

様式5  
A 初動配置

第1段階 (通報→病性鑑定→中央佐倉結果判定)

	合計	現地家保	佐倉	衛生対策室
連絡調整	10	4		6
病性鑑定班	2	2		
検査担当	6		6	

第2段階 (佐倉陽性→動衛研結果判定まで)

		現地家保	交代家保	待機家保	佐倉	畜総研	農事	市町	副課長	衛生対策室	企画経営室	生産振興班	環境飼料班	他部局	備考
連絡調整	3	3													
先遣隊	5	2	2							1					
評価記録	2	2													
埋却アドバイザー	1						1								
SL	3						3								
設置補助	2							2							
検体搬送	2				2										
資材	4	1				3									
SS設営準備	10			3		4	1	2							
消毒P立ち上げ	6	1	1			2	1	1							
総務広報班	1								1						
調整班	8										3			5	
防疫指導班	4									4					
後方支援班	5											5			
埋却班	2												2		
流通指導班	2										2				
合計	60	9	3	3	2	9	6	5	1	5	5	5	2	5	

B 農場の必要人数

1. 農場本部の必要人数

農場本部(入口テント運営兼ねる)							備考
作業内容	人数					合計	
	獣医	SL	県職	市町	重機オペ		
発生農場対策班長	1					1	家保職員
連絡係(SL)		1				1	
計数主任		1					
合計	1	2	0	0	0	2	

- ①1クール当たり: 獣医師 1 名  
SL 2 名 合計 3 名
- ②1日当たり : 獣医師 3 名  
SL 6 名 合計 9 名

2. 受入係の人数

受入係(入口テント運営兼ねる)							備考
作業内容	人数					合計	
	獣医	SL	県職	市町	重機オペ		
係長(SL)		1				1	
着脱補助				4		4	着2人・脱2人
合計	0	1	0	4	0	5	

- ①1クール当たり: 獣医師 0 名  
SL 1 名 合計 3 名  
市町 2 名
- ②1日当たり : 獣医師 0 名  
SL 3 名 合計 9 名  
市町 6 名

3. 資材係の人数

資材係(入口テント運営兼ねる)							備考
作業内容	人数					合計	
	獣医	SL	県職	市町	重機オペ		
係長(SL)		1				1	
作業員			5			5	
合計	0	1	5	0	0	6	

- ①1クール当たり: 獣医師 0 名  
SL 1 名 合計 3 名  
県職 2 名
- ②1日当たり : 獣医師 0 名  
SL 3 名 合計 9 名  
県職 6 名

4. 殺処分係の人数

A: 県職員班

殺処分班数	電殺班 :	0	ガス殺班:	0	合計	0
-------	-------	---	-------	---	----	---

殺処分係(殺処分終了後消毒係)							備考
作業内容	人数					合計	
	獣医	SL	県職	市町	重機オペ		
係長(獣医師)	(1)						家保職員
殺処分	2					2	家保又は獣医師
殺処分補助			18			18	
計数(SL)						0	
資材管理			3			3	
フォークリフト					1	1	
合計	=		21		1	22	

- ①1クール当たり: 係長 1 名  
獣医師 0 名  
SL 0 名  
県職 0 名  
市町 0 名  
重機オペ 0 名 合計 1 名

- ②1日当たり : 係長 3 名  
獣医師 0 名  
SL 0 名  
県職 0 名  
市町 0 名  
重機オペ 0 名 合計 3 名

B: 自衛隊班

殺処分班数	電殺班 :	0	ガス殺班:	0	合計	0
-------	-------	---	-------	---	----	---

自衛隊殺処分班					備考
作業内容	人数			合計	
	獣医	自衛隊	重機オペ		
殺処分					家保又は獣医師
係長					自衛隊
計数					自衛隊
資材管理					自衛隊
殺処分補助					自衛隊
フォークリフト					
合計	0	0	0	0	

- ※ 自衛隊は1分隊(15名程度)と想定  
※ 殺処分係は応援獣医師等を想定

- ①1クール当たり: 獣医師 0 名  
自衛隊 0 名  
重機オペ 0 名 合計 0 名

- ②1日当たり : 獣医師 0 名  
自衛隊 0 名  
重機オペ 0 名 合計 0 名

5. 埋却係 ※夜は休止

埋却地が農場内または農場隣接の場合

必要班数: 1 班

埋却班(埋却地)							備考
作業内容	人数					合計	
	獣医	SL	県職	市町	建設業協会		
係長	1					1	家保・玉掛要員
玉掛係	1					1	家保・玉掛要員
補助			5			5	
重機オペ					5	5	
合計	2	0	5	0	5	12	

①1クール当たり: 獣医師 2 名  
 SL 0 名  
 県職 5 名  
 市町 0 名  
 建設業協会 5 名  
 合計 12 名

②1日当たり : 獣医師 4 名  
 SL 0 名  
 県職 10 名  
 市町 0 名  
 建設業協会 10 名  
 2クール 合計 24 名

埋却地が遠い場合

必要班数: 0 班

埋却班(埋却地)							備考
作業内容	人数					合計	
	獣医	SL	県職	市町	建設業協会		
埋却リーダー	1					1	家保職員
連絡係(SL)		1				1	受入資材係
資材係			2			2	兼任
玉掛係	2					2	
補助			5			5	
重機オペ					5	5	
合計	3	1	7	0	5	16	

①1クール当たり: 獣医師 0 名  
 SL 0 名  
 県職 0 名  
 市町 0 名  
 建設業協会 0 名  
 合計 0 名

②1日当たり : 獣医師 0 名  
 SL 0 名  
 県職 0 名  
 市町 0 名  
 建設業協会 0 名  
 合計 0 名

6. レンダリング班

必要班数: 0 班

要検討

レンダリング班							備考
作業内容	人数					合計	
	獣医	SL	県職	市町	建設業協会		
リーダー	1					1	家保職員
連絡係(SL)		1				1	受入資材係
資材係			2			2	兼任
家畜防疫員	2					2	
補助			5			5	
重機オペ					5	5	
レンダリング業者						0	
合計	3	1	7	0	5	16	

①1クール当たり: 獣医師 0 名  
 SL 0 名  
 県職 0 名  
 市町 0 名  
 建設業協会 0 名  
 レンダリング 0 名  
 合計 0 名

②1日当たり : 獣医師 0 名  
 SL 0 名  
 県職 0 名  
 市町 0 名  
 建設業協会 0 名  
 レンダリング 0 名  
 合計 0 名

C 後方支援班の必要人数 ※2か所を予定

SS運用人数										備考	
作業内容		人数								合計	
		後方支援 家保	畜産課	畜総研	農業事務所	総務WS	県職	市町	警備業協会		
総務	班長	1	1							2	待機家保次長・課長
	班長補佐		1		1					2	畜産課
従事者管理係	係長	2								2	待機家保課員
	健康管理					6				6	
資材管理係	従事者				2		4	4		10	資材管理兼任
	係長	2								2	待機家保課員
誘導係	従事者			0			4			4	従事者管理兼任
	誘導員								4	4	警備業協会
合計		5	2	0	3	6	8	4	4	32	

①1クール当たり

家保	5	名	
畜産課	2	名	
畜総研	0	名	
農事	3	名	
総務WS	6	名	
県職	8	名	
市町	4	名	
警備	4	名	
合計	32	名	

②1日当たり

家保	15	名
畜産課	6	名
畜総研	0	名
農事	9	名
総務WS	18	名
県職	24	名
市町	12	名
警備	12	名
合計	96	名

D 消毒ポイント班の必要人数

農場入口1か所

作業内容		人数					備考
		畜総研	消毒業者	警備業者	市町	合計	
総務係	統括者	1				1	八街
	調達	2				2	市原・嶺岡
運営係	車両消毒		2			2	
	誘導			1		1	警備業協会
運営補助	補助				1		1日1回ポイントを回る
合計		3	2	1	1	7	

消毒ポイント数: 0 力所

①1クール当たり: 畜総研 3名  
消毒業者 0名  
警備 0名  
市町 0名  
合計 3名

②1日当たり : 畜総研 9名  
消毒業者 0名  
警備 0名  
市町 1名  
合計 10名

E 通行遮断

警備業協会へ委託

\* 農場入口: 1名 + 周囲: 5名

①1クール当たり: 警備 6名  
合計 6名

②1日当たり : 警備 18名  
合計 18名

E 資材倉庫班の必要人数

作業内容	人数						備考
	獣医	SL	県職	市町	畜総研	合計	
資材担当	1					1	現地家保
補助員					3	3	
合計	1	0	0	0	3	4	

①1クール当たり: 獣医師 1 名  
畜総研 3 名 合計 4 名

※1クール中に終了予定





自衛隊の災害派遣について(要請)

〇〇〇 第 号  
令和 年 月 日

陸上自衛隊第 1 空挺団長 様

千葉県知事 〇〇 〇〇

自衛隊の災害派遣について(要請)

このことについて、自衛隊法第 83 条第 1 項の規定により下記のとおり派遣を要請します。

記

1 災害の状況及び派遣を要請する事由

(1) 災害の状況

(2) 派遣を要請する事由

2 派遣を希望する期間

3 派遣する区域及び活動内容

(1) 活動希望区域

(2) 活動内容

様式 9

自衛隊の災害派遣部隊の撤収について(要請)

〇〇〇 第 号  
令和 年 月 日

陸上自衛隊第 1 空挺団長 様

千葉県知事 〇〇 〇〇

自衛隊の災害派遣部隊の撤収について(要請)

令和 年 月 日付け〇〇第 号で要請したこのことについては、下記のとおり派遣部隊の撤収を要請します。

記

1 撤収日時

令和 年 月 日 時 分

2 撤収を要請する理由

現地防疫活動従事者の派遣要請

令和 年 月 日

千葉県急性悪性家畜伝染病対策本部長 様

(〇〇地域) 現地対策本部長

現地防疫活動従事者の派遣要請について

このことについて、豚熱の発生に係る人員の派遣要請について、下記のとおり要請します。

記

- 1 派遣期間 月 日 ( ) ~ 月 日 ( ) 日
- 2 必要人員 名/日 × 日
- 3 作業場所 農場名、住所
- 4 作業内容 殺処分作業ほか
- 5 留意事項 集合場所・時間、作業内容等詳細については別紙による

〇〇地域現地対策本部  
(〇〇家畜保健衛生所内)  
電話：  
FAX：  
担当：

現地防疫活動従事者の派遣要請に対する回答

令和 年 月 日

〇〇地域現地対策本部長 様

千葉県急性悪性家畜伝染病対策本部長

現地防疫活動従事者の派遣について

このことについて、豚熱の発生に係る人員を下記のとおり派遣します。

記

- 1 派遣期間 〇〇月〇〇日（ ）～〇〇月〇〇日（ ）の〇〇日
- 2 派遣人員 〇〇名／日× 〇〇日  
別紙 「現地防疫従事者派遣名簿」添付
- 3 作業場所 発生農場（〇〇市〇〇町〇〇番地）
- 4 作業内容 殺処分作業ほか
- 5 集合場所・時間

千葉県急性悪性家畜伝染病対策本部  
担当：〇〇・〇〇  
TEL043-223-

## 人員補充名簿

## 現地防疫活動従事者派遣名簿

1 派遣日：令和〇〇年〇〇月〇〇日（ ）

2 所属機関： (所属電話)

## (1) 連絡責任者

連絡責任者	職名	氏名	自宅電話	携帯電話
主				
副				

## (2) 派遣職員

No.	職名	氏名	備考
1			S L 候補・獣医師
2			S L 候補・獣医師
3			S L 候補・獣医師
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			

注) 派遣日ごとに従事者氏名を記載する。また、備考のS L 候補か獣医師に○印すること。



# 殺処分計数野帳

(殺処分班)

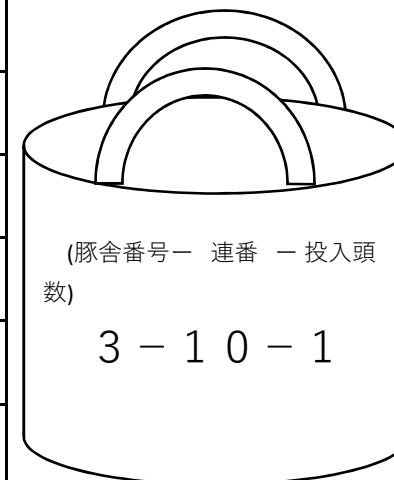
日付： 月 日

班 豚舎番号： No：

計数対象 (いずれかに○)	フレコンNo. (豚舎番号 - 連番 - 投入頭数)	投入時刻 (24H表記)	頭数	
			メモ	頭数
1. 子豚 (3か月未満)	- -	:		
	- -	:		
	- -	:		
2. 肥育 (3か月以上)	- -	:		
	- -	:		
	- -	:		
3. 繁殖雌豚	- -	:		
	- -	:		
	- -	:		
4. 種雄豚	- -	:		
	- -	:		
	- -	:		
5. その他 ( )	- -	:		
				合計

フレコンのスプレーマーキング  
記入方法

例) 3番豚舎、10袋目、1頭入  
り



※計数対象は1枚につき1種類とする

# 殺処分豚集計表

(農場本部用)

No \_\_\_\_\_ 日付 : \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 集計時間: \_\_\_\_\_ 担当者名 \_\_\_\_\_

計数対象 : ①子豚(3カ月未満) ②肥育豚(3カ月以上) ③繁殖雌豚 ④種雄豚 ⑤その他( )

班	豚舎番号	No	計数対象	作業時間	フレコン番号 (投入数は記載しない)	殺処分頭数	累積殺処分頭数	備考
例) 1	3	1~3	②	9:30~15:30	3- 10~17	100	450	
					- ~			
					- ~			
					- ~			
					- ~			
					- ~			
					- ~			
					- ~			
					- ~			
					- ~			

メモ欄



## 資材受入・搬出簿

No.	物品名	数量	発注先	発注の有無 (発注日)	納品日時	備考
例	防疫服LL	300	ミドリ安全	有 (12/12)	12月15日	
1				( / )		
2				( / )		
3				( / )		
4				( / )		
5				( / )		
6				( / )		
7				( / )		
8				( / )		
9				( / )		
10				( / )		





と 殺 指 示 書

番 号  
年 月 日

〇〇 殿

千葉県家畜保健衛生所  
家畜防疫員 〇〇 (印)

あなたが所有する（管理する）次の豚等は、豚熱の患畜（疑似患畜）と判定されたので、家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）第 16 条第 1 項の規定に基づき、下記によりと殺することを指示する。

豚等の所在する場所

豚等の種類、頭数及び耳標番号

記

- 1 と殺を行う場所
- 2 と殺の方法
- 3 そ の 他

(備 考)

- 1 この指示については、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）による審査請求をすることはできません。
- 2 この指示に違反した場合には、3 年以下の懲役又は 300 万円以下の罰金に処せられます。
- 3 この指示によりと殺された豚等については、家畜伝染病予防法第 58 条第 1 項及び第 2 項の規定により手当金及び特別手当金が交付されます。

ただし、本病の発生を予防し、又はまん延を防止するために必要な措置を講じなかったと認められる者等に対しては、手当金若しくは特別手当金の全部若しくは一部を交付せず、又は交付した手当金若しくは特別手当金の全部又は一部を返還させることがあります。

### 埋却・レンダリング 処理計数野帳

No. \_\_\_\_\_

作業実施場所	農場・埋却地・レ場・焼却場・他
計数担当氏名	
担当時間 (24H)	月 日 : ~ 月 日 :
対象 (○をつける)	死体 飼料 敷料 堆肥 レ残さ 汚染物品 その他 ( )
単位	フレコン ペール ドラム缶 頭 その他 ( )

時刻 (24H)	数	備考	時刻 (24H)	数	備考	時刻 (24H)	数	備考
:			:			:		
:			:			:		
:			:			:		
:			:			:		
:			:			:		
:			:			:		
:			:			:		
:			:			:		
:			:			:		
:			:			:		
小計			小計			小計		
						処分数 合計 (個数)		

運搬トラック積載・荷下ろし確認票（発生農場・搬入先共通）

記入場所：

確認者氏名：

月 日	出発地	出発時刻 (24H)	到着地	到着 (予定) 時刻※ (24H)	車両 ナンバー (4桁) ※	会社名及び 運転手名※	荷姿 フレコン ペール 等	運搬数	出発 到着 連絡 確認
		:		:					<input type="checkbox"/>
		:		:					<input type="checkbox"/>
		:		:					<input type="checkbox"/>
		:		:					<input type="checkbox"/>
		:		:					<input type="checkbox"/>
		:		:					<input type="checkbox"/>
		:		:					<input type="checkbox"/>
		:		:					<input type="checkbox"/>
		:		:					<input type="checkbox"/>
		:		:					<input type="checkbox"/>
		:		:					<input type="checkbox"/>

※状況により、運転手に記入を依頼

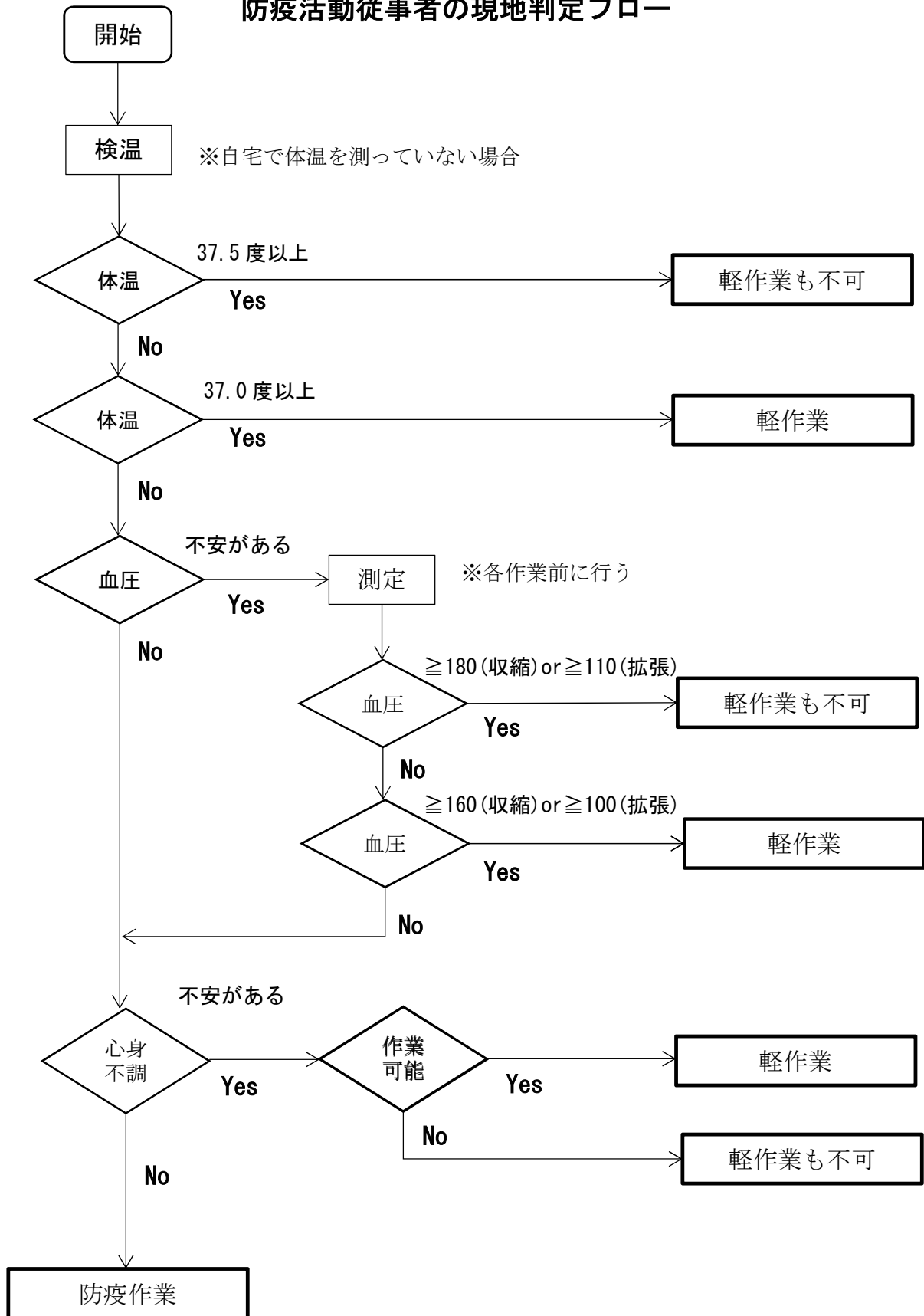
問題発生記録

受理日時 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 \_\_\_\_\_ :

受理者 \_\_\_\_\_

内容	負傷 疾病 事故 その他 ( )
連絡者	(担当係 : )
発生日時	月 日 :
対象者氏名	(所属 : )
発生場所	
作業内容	
経緯	
症状等	
対応 指示	
備考	
現地対策本部への報告 _____ 月 _____ 日 _____ : (受理者 _____ ) 本部からの指示 :	

### 防疫活動従事者の現地判定フロー



**従事者 作業前チェック票**

記入後、健康管理チェックエリアに持参し、問診を受けてください

作業日：令和 年 月 日

所 属		ふりがな	
(課・室)		氏 名	
職場電話		*緊急連絡先	
今回発生での防疫作業 ( はじめて ・ 2回目 ・ 3回目 )			

※緊急連絡先：作業中の事故等にあつた場合の連絡先

(自分の携帯以外)

質問事項 (当てはまる項目を○で囲み、必要事項を御記入ください)

質問事項	回答欄		
体温は 37.5℃以下ですか →自宅で体温を測定して記入してください	は い	いいえ	( )℃
血圧に不安がありますか →健康管理スペースで血圧測定してください	いいえ	は い	最高 ( ) 最低 ( )
その他、不安なこと等がありましたら記入してください			

**【健康管理チェック担当者記入欄】**

記入者：

全身症状等 無 ・ 有 → ( )

呼吸器症状等 無 ・ 有 → ( )

消化器症状等 無 ・ 有 → ( )

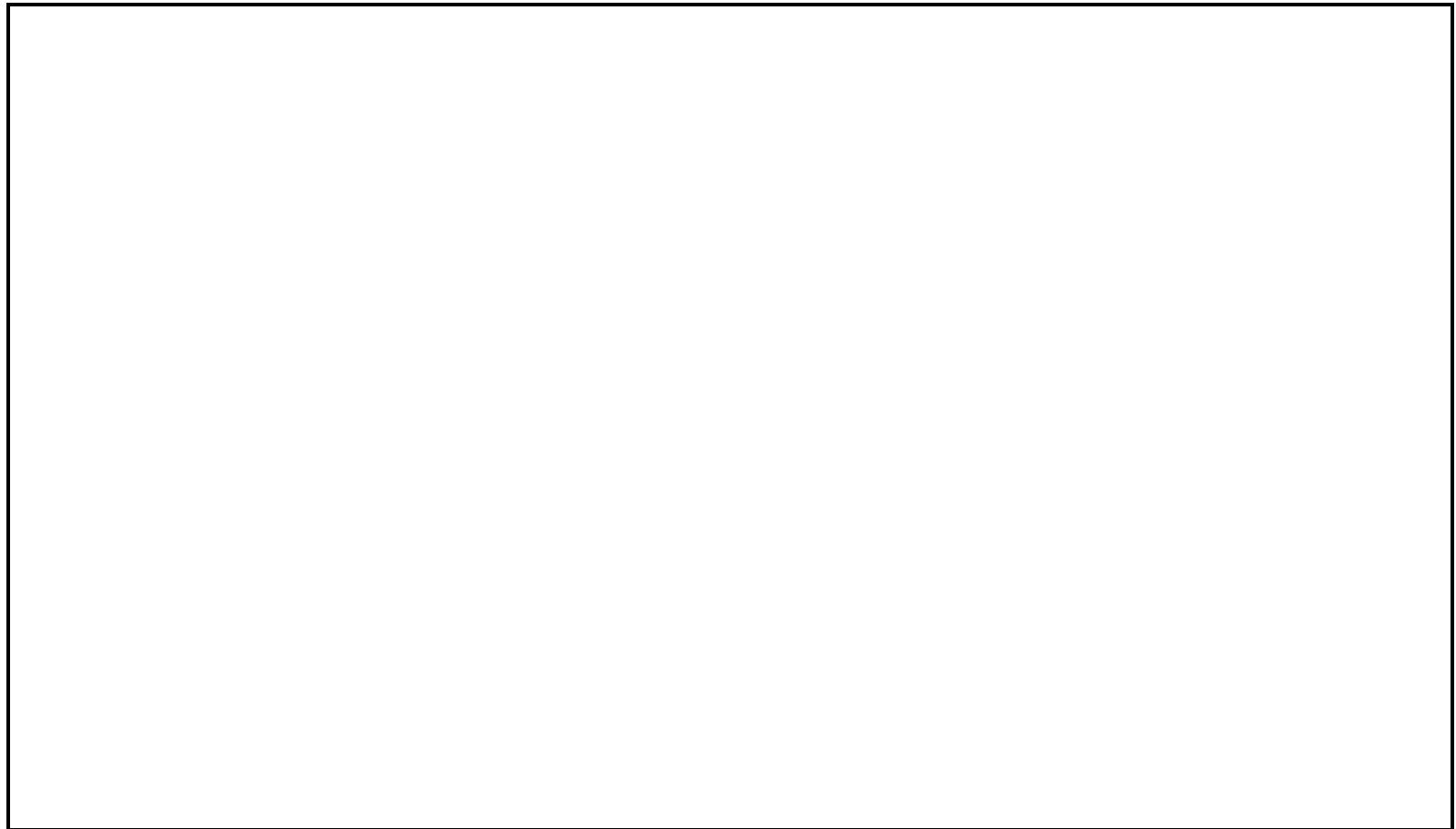
血圧再測定結果 最高 ( ) ・ 最低 ( )

その他 無 ・ 有 → ( )

本日の防疫作業は ( 可能 ・ 補助作業に振り替え ・ 作業不可 )

(各スペース及び動線を記入)

- ① 出入り口
- ② SS運営本部
- ③ 資機材保管場所
- ④ 受付
- ⑤ 作業前健康管理エリア
- ⑥ 防疫資材配布
- ⑦ 作業前待機場所
- ⑧ 作業後待機場所
- ⑨ 手荷物保管場所
- ⑩ 飲食物配布場所
- ⑪ 疫学調査控え室
- ⑫ SSスタッフ控え室



サブステーション連絡先一覧

月 日 時 時点

	所属・氏名	電話番号	備考
SS 施設固定電話			
SS 施設固定 FAX			
SS 運営責任者			
SS-県対策本部連絡員			
SS-現地対策本部連絡員			
SS-市対策本部連絡員			

ファイル送信先アドレス

送信先名	メールアドレス	備考

## 配布資材チェックリスト

防護服一式を入れるビニル袋

防護服（\*） 内側（インナー）

防護服（\*） 外側（アウター）

帽子

サブステーションで着

マスク（\*）

ゴーグル（曇り止めを塗る）

インナー手袋（\*）

アウター手袋（\*）

発生農場へ

（\*）はサイズがありますので確認してください

防護服（アウター）、ビニル袋にマジックで記名をしてください  
（記名したビニル袋は、私物保管袋とします）。

防護服等の着用はサブステーションで出発前に行います。  
担当者の指示があるまで着用しないでください。



受付名簿（動員者以外）

月 日

No.	所属	氏名	作業内容	備考
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				

※動員者以外（家畜防疫員、サブリーダー、市町村職員、警備員等を記載する）

### 各班別管理表（SS用）

県対策本部は各クールの動員状況が決まり次第、SSへ連絡する。

部分を総務で記載し、写しを動員名簿とともに受付担当へ渡す。

受付は受付終了後、最終的な班割り結果人数を記載し、総務へ渡す。

総務は各班の作業状況を記録する。

月 日	クール	集合時間
予定動員人数（a）	名	自家用 県庁バス
予定班数（b）	班	

	人数	予定作業	農場へ 出発時間	農場から 帰着時間	備考
1	班				
2	班				
3	班				
4	班				
5	班				
6	班				
7	班				
8	班				
9	班				
10	班				
11	班				
12	班				
13	班				
14	班				
15	班				

受付状況取りまとめ

月 日

○□ 班 ( クール)

バス出発時間 : バス帰着時間 :

	受付人数				計
	(人/日)	うち 防疫作業	うち農場 補助作業	うちサブステ 補助作業	
県職員 (農林水産部職員)					
県職員 (上記以外)					
国職員					
共済連					
OB・民間獣医師					
その他					
計					

以下は、そのクールの間にいた人の氏名を記載する (変わらない場合は「前班と同じ」)

	農場	サブステ
家畜保健衛生所		
サブリーダー		
市町村		
警備員		
その他		

## 発生農場対策従事者日報

月 日

( / : ~ / : )

○発生農場関係

報告者：

	受付人数				計
	(人/日)	うち 防疫作業	うち 補助作業	サブ リーダー	
家畜保健衛生所					
県職員 (農林水産部職員)					
県職員 (上記以外)					
市町村					
国職員					
共済連					
OB・民間獣医師					
警備員					
その他					
計					

○サブステーション関係

	人/日	備考
家畜保健衛生所		
総務WS		
健康福祉部		
その他県職員 (動員者)		
市町村		
警備員		
その他		
計		

バス運行予定表（県庁→サブステーション）

月 日

県庁→サブステーション

No.	クール	出発予定時間	到着予定時間	出発時間	到着時間	備考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

サブステーション→県庁

No.	クール	出発予定時間	到着予定時間	出発時間	到着時間	備考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

## 農場バス等運行表（サブステーションー農場バス等）

月 日 No.

No.	班名	人数	SS（発・着） 時間	農場（発・着） 時間	備考 （バス会社名・公用車等）
1			発 着	着 発	
2			発 着	着 発	
3			発 着	着 発	
4			発 着	着 発	
5			発 着	着 発	
6			発 着	着 発	
7			発 着	着 発	
8			発 着	着 発	
9			発 着	着 発	
10			発 着	着 発	
11			発 着	着 発	
12			発 着	着 発	
13			発 着	着 発	
14			発 着	着 発	
15			発 着	着 発	
16			発 着	着 発	
17			発 着	着 発	
18			発 着	着 発	
19			発 着	着 発	
20			発 着	着 発	







様式38

【●●県】例外協議農場リスト(●月●日時点)

指針第9の5の(9): 内容

件数	協議内容	移動元(名称及び住所)	移動先(名称及び住所)	通過 消毒ポイント名等	検査実績	移動実績	協議結果連絡 確認欄	移動制限除外証明書送付確認欄	備考
例	移動制限区域 →移動制限区域内と畜場 (豚)	●●農場 (●●県●●市●●)	●●と畜場 (●●県●●市●●)	ルート添付	発生状況確認検査 陰性(●月●日) 出荷のための検査 陰性(●月●日)	●月●日	●月●日	●月●日	
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									

※協議結果連絡時に、「協議結果の写し」または「除外証明書」送付が必要か確認すること



## と畜場の再開に当たっての確認事項

令和 年 月 日

施設名： \_\_\_\_\_

住所： \_\_\_\_\_

確認者（所属・氏名）： \_\_\_\_\_

確認事項	備考
1 車両消毒設備が整備されていること	<input type="checkbox"/> 現場の確認
2 生体受入施設は、施設の他の場所と明確に区分されていること	<input type="checkbox"/> 現場確認
3 定期的に清掃・消毒していること	<input type="checkbox"/> 現場確認 <input type="checkbox"/> 実施記録の確認
4 衛生管理マニュアルが適切に定められており、かつ、実際に従業員が当該マニュアルに従って業務を行っていること	<input type="checkbox"/> 衛生管理マニュアルの確認 <input type="checkbox"/> 当該施設の平面図、豚から製品出荷までのフロー図等の確認 <input type="checkbox"/> 実施記録の確認
5 再開後、下記の事項を遵守する体制が整備されていること	
① 作業従事者がと畜施設に立ち入る場合には、専用の作業服、靴、帽子、手袋等を使用すること	<input type="checkbox"/> 現場確認 <input type="checkbox"/> 実施記録の確認
② 車両の出入り時の消毒を徹底すること	<input type="checkbox"/> 現場確認 <input type="checkbox"/> 実施記録の確認
③ 豚等の搬入は農場ごとに行い、運搬車両は複数の農場に立ち寄らないこと	<input type="checkbox"/> 収集運搬ルートの確認
④ 移動制限区域内の農場から豚等を搬入する場合には、搬入時にと畜場内に他の農場から搬入する車両が存在しないよう調整するとともに、当該豚等を搬入する前後に生体受入場所を消毒すること	<input type="checkbox"/> マニュアルの確認 <input type="checkbox"/> 実施記録の確認
⑤ 移動制限区域内の農場から豚等を搬入する場合には、その日の最後に搬入し、搬入したその日のうちにと殺解体をすること	<input type="checkbox"/> マニュアルの確認 <input type="checkbox"/> 実施記録の確認
⑥ 搬入した豚等について、と畜場法（昭和28年法律第114号）に基づき、と殺解体をすることが不相当と判断された場合には、農場には戻さず、速やかに処分すること（記録を作成し、保存すること）	<input type="checkbox"/> マニュアルの確認 <input type="checkbox"/> 実施記録の確認
⑦ 搬入した豚等は、農場ごとに区分管理すること	<input type="checkbox"/> マニュアルの確認 <input type="checkbox"/> 現場確認
⑧ 豚等及び製品の搬出入に関する記録を作成し、保存すること	<input type="checkbox"/> 記録簿の確認 <input type="checkbox"/> 保存確認

※備考欄の確認した項目にチェックを入れること。

様式 41

〇〇家畜保健衛生所長様

報告先  
FAX  
電話  
e-mail

年 月 日

家畜伝染病予防法第52条の規定による報告徴求命令に対する報告

農場名 \_\_\_\_\_ ( 月 日分の報告)

死亡した豚の頭数	頭
死亡豚の位置	豚舎名 豚房の位置
日齢又は体重	日齢 k g
推定される死亡原因	
分娩した子豚の頭数	頭
うち死産した子豚の頭数	頭
農場から出荷した豚の頭数	頭
農場に導入した豚の頭数	頭
死亡豚と同居する豚の臨床所見	<input type="checkbox"/> 異常なし <input type="checkbox"/> 食欲不振 <input type="checkbox"/> 元気消失 <input type="checkbox"/> 流死早産 <input type="checkbox"/> 肺炎 <input type="checkbox"/> チアノーゼ <input type="checkbox"/> 発熱 <input type="checkbox"/> 下痢・便秘 <input type="checkbox"/> 結膜炎 <input type="checkbox"/> 歩行困難・後駆麻痺 <input type="checkbox"/> ひね豚 <input type="checkbox"/> 皮下出血・血便 <input type="checkbox"/> その他 ( )
その他 (治療状況等)	

チェック

- 豚等の飼養場所への関係者以外の者の出入りを自粛するとともに、関係者であっても入出場の回数を最小限にする。制限区域を越えて外出する場合は消毒ポイントに立ち寄り、車両消毒を実施する。
- 全ての車両、人の入退場時の消毒を徹底する。
- 飼料受渡し場所の制限等の病原体拡散防止措置を徹底する。
- 豚等の飼養場所における飼料等は、いのしし等の野生動物が接触しないように隔離及び保管する。

報告者氏名	
報告者連絡先	電話 FAX e-mail
農場所在地	

〇〇年〇月〇日

移動制限区域内の豚飼養者様

千葉県〇〇家畜保健衛生所

## 豚熱患畜(疑似患畜)の発生について

〇〇市(町村)で豚熱の患畜(疑似患畜)が確認されました。

貴農場は、豚等の移動を禁止する「移動制限区域」内にありますので、下記の制限の対象については家畜保健衛生所の指示があるまで農場外に移動しないようお願いいたします。また、毎日の健康観察を徹底するとともに、いのしし等野生動物の侵入防止等の飼養衛生管理を徹底してください。

今後、直ちに貴農場に立ち入り、臨床検査、採血を実施します。立入検査の日時については改めて個別に連絡いたします。

なお、家畜伝染病予防法52条の規定に基づき、制限区域が解除されるまで毎日、別紙様式〇により、当日の死亡頭数等について家畜保健衛生所へ報告してください。

## 記

○発生農場の所在地

〇〇市〇〇

○制限の対象

- (1) 生きた豚等
- (2) 移動制限区域内で採取された精液及び受精卵  
(ただし〇月〇日より前に採材され区分管理されていたものを除く)
- (3) 豚等の死体
- (4) 豚等の排せつ物等
- (5) 敷料、飼料及び豚飼養器具(農場以外からの移動は除く)

○法52条の規定に基づく報告

- (1) 死亡した豚の頭数、死亡豚がいる場合には①死亡豚の豚舎名及び豚房の位置、②日齢又は体重、③死亡した原因として考えられること
- (2) 死産した子豚の頭数
- (3) 分娩した子豚の頭数
- (4) 農場から出荷した豚の頭数
- (5) 農場に導入した豚の頭数
- (6) 死亡豚の同居豚の臨床所見

※今後、家畜保健衛生所からの連絡(FAX等)には十分に注意してください。

連絡・問合せ

千葉県〇〇家畜保健衛生所

担当 〇〇・〇〇

TEL: 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

FAX: 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

e-mail: 〇〇@mz.pref.chiba.lg.jp

※管轄家保と異なる場合がありますのでご注意ください

〇〇年〇月〇日

搬出制限区域内の豚飼養者様

千葉県〇〇家畜保健衛生所

## 豚熱患畜(疑似患畜)の発生について

〇〇市(町村)で豚熱の患畜(疑似患畜)が確認されました。

貴農場は、豚等の区域外への搬出を禁止する「搬出制限区域」内にあります。下記については家畜保健衛生所からの指示があるまで区域外へ搬出しないようお願いいたします。

また、毎日の健康観察を徹底するとともに、いのしし等野生動物の侵入防止等の飼養衛生管理を徹底し、制限区域が解除されるまで家畜伝染病予防法第52条の規定に基づき、別紙「家畜伝染病予防法第52条の規定による報告徴求命令に対する報告」により、毎日、当日の死亡頭数等について家畜保健衛生所へ報告してください。

なお、搬出制限の対象外とする協議のための調査を行います。別紙調査票に必要事項を記入の上、至急FAX(FAXがない場合は電話)で、当所まで返送をお願いします。

## 記

○発生農場の所在地

〇〇市〇〇

○搬出制限区域

別添(発生農場を中心とした半径〇km～〇km以内の区域)

○制限の対象

(1) 生きた豚等

(2) 移動制限区域内で採取された精液及び受精卵

(ただし〇月〇日より前に採材され区分管理されていたものを除く)

(3) 豚等の死体

(4) 豚等の排せつ物等

(5) 敷料、飼料及び豚飼養器具(農場以外からの移動は除く)

○法52条の規定に基づく報告

(1) 死亡した豚の頭数、死亡豚がいる場合には①死亡豚の豚舎名及び豚房の位置、②日齢又は体重、③死亡した原因として考えられること

(2) 死産した子豚の頭数

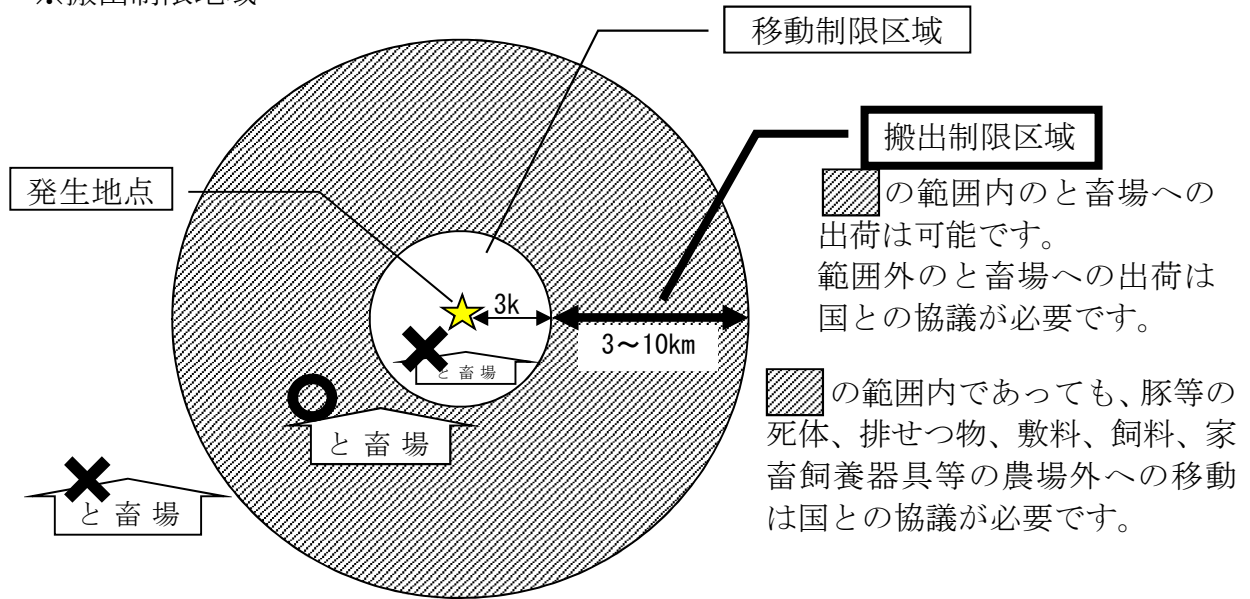
(3) 分娩した子豚の頭数

(4) 農場から出荷した豚の頭数

(5) 農場に導入した豚の頭数

(6) 死亡豚の同居豚の臨床所見

※搬出制限地域



○移動制限区域内のと畜場

※出荷には国との協議が必要です

※移動制限区域内のと畜場は、発生に伴い、と畜を停止。国と協議終了後に再開します。

○搬出制限区域内のと畜場

※出荷のための協議は必要ありません

○制限区域外のと畜場 上記以外のと畜場

※出荷のための協議が必要です

○国と協議をするための調査に御協力ください○

搬出制限区域外へのと畜場への出荷や、農場からの豚等の死体等の移動には国との協議が必要です。制限の対象外とするための協議資料を作成しますので、別紙調査表（と畜場出荷のための調査表・死体等の移動のための調査表）に記載し、FAX返信または電話により、至急回答して下さい。

回答・問合せ先 千葉県〇〇家畜保健衛生所

担当：〇〇、〇〇

電話

FAX

※今後、家畜保健衛生所からの連絡(FAX等)には十分に注意してください。

〇〇年〇月〇日

疫学関連家畜飼養者様

千葉県〇〇家畜保健衛生所

## 豚熱患畜(疑似患畜)発生に伴う疫学関連家畜について

貴農場の豚等は〇〇市(町村)で確認された豚熱の患畜(疑似患畜)の疫学関連家畜(状況確認等によりウイルスに汚染されたおそれのある豚等)と判断されたので、下記の制限の対象については家畜保健衛生所の指示があるまで農場外に移動しないようお願いいたします。

また、毎日の健康観察を徹底し、家畜伝染病予防法52条の規定に基づき、制限区域が解除されるまで毎日、別紙様式〇により、当日の死亡頭数等について家畜保健衛生所へ報告してください。

## 記

〇発生農場の所在地

〇〇市〇〇

〇制限の対象

- (1) 生きた豚等
- (2) 採取された精液及び受精卵  
(ただし〇月〇日より前に採材され区分管理されていたものを除く)
- (3) 豚等の死体
- (4) 豚等の排せつ物等
- (5) 敷料、飼料及び豚飼養器具(農場以外からの移動は除く)

※制限の対象外について

上記の制限の対象となった場合であっても、以下について、まん延防止のための措置が適切に執られている場合は、国と協議の上、特定の場所へ移動させることが可能になります。

- (1) と畜場に肥育豚を直行する場合
- (2) 他農場へ生体の子豚や種豚を移動する場合
- (3) 他農場へ精液及び受精卵を移動する場合
- (4) 豚等の死体、排せつ物、敷料、飼料及び家畜飼養器具を移動する場合

〇法52条の規定に基づく報告

- (1) 死亡した豚の頭数、死亡豚がいる場合には①死亡豚の豚舎名及び豚房の位置、②日齢又は体重、③死亡した原因として考えられること
- (2) 死産した子豚の頭数
- (3) 分娩した子豚の頭数
- (4) 農場から出荷した豚の頭数
- (5) 農場に導入した豚の頭数

(6) 死亡豚の同居豚の臨床所見

・疫学関連家畜

- ①病性等判定日から遡って11日以上28日以内に患畜と接触した豚等
- ②病性等判定日から遡って11日以上28日以内に疑似患畜（臨床症状を呈していたものに限る。）と接触した豚等
- ③疫学調査により疑似患畜と判定された豚等が飼養されていた農場の飼養豚等
- ④その他、病性等判定日から遡って28日以内に発生農場の衛生管理区域に入入りした人、物又は車両が当該出入りした日から7日以内に他の農場の衛生管理区域に入入りした場合や他の農場の飼養豚や車両がと畜場等において発生農場からの出荷豚や車両等と交差汚染した可能性がある場合において、当該人、物又は車両の出入り時の消毒等の実施状況から疑似患畜となるリスクがある豚等が飼養されている当該豚他の農場の豚等

○国と協議をするための調査に御協力ください○

と畜場へのお荷や、生きて豚等の移動、農場からの豚等の死体等の移動には国との協議が必要です。制限の対象外とするための協議資料を作成しますので、別紙調査表（と畜場出荷のための調査表・他農場へ生体を移動するための調査表・死体等の移動のための調査表）に記載し、FAX返信または電話により、至急回答して下さい。

回答・問合せ先 千葉県〇〇家畜保健衛生所

担当：〇〇、〇〇

電話

FAX

※今後、家畜保健衛生所からの連絡(FAX等)には十分に注意してください。

〇〇年〇月〇日

〇〇 〇〇様

千葉県〇〇家畜保健衛生所

## 野生いのししからの豚熱ウイルス（抗体）検出に伴う対応について

〇〇市（町村）で確保した野生いのししから豚熱ウイルス（抗体）が検出されました。飼養豚での発生のおそれがありますので、下記の制限の対象については家畜保健衛生所の指示があるまで農場外に移動しないようお願いいたします。

また、毎日の健康観察を徹底し、家畜伝染病予防法52条の規定に基づき、制限区域が解除されるまで毎日、別紙様式〇により、当日の死亡頭数等について家畜保健衛生所へ報告してください。

## 記

〇野生いのししを確保した地点

〇〇市〇〇

〇制限の対象

- (1) 生きた豚等
- (2) 採取された精液及び受精卵  
(ただし〇月〇日より前に採材され区分管理されていたものを除く)
- (3) 豚等の死体
- (4) 豚等の排せつ物等
- (5) 敷料、飼料及び豚飼養器具（農場以外からの移動は除く）

〇法52条の規定に基づく報告

- (1) 死亡した豚の頭数、死亡豚がいる場合には①死亡豚の豚舎名及び豚房の位置、②日齢又は体重、③死亡した原因として考えられること
- (2) 死産した子豚の頭数
- (3) 分娩した子豚の頭数
- (4) 農場から出荷した豚の頭数
- (5) 農場に導入した豚の頭数
- (6) 死亡豚の同居豚の臨床所見

## 〇国と協議をするための調査に御協力ください〇

と畜場への出荷や、生きた豚等の移動、農場からの豚等の死体等の移動には国との協議が必要です。制限の対象外とするための協議資料を作成しますので、別紙調査表（と畜場出荷のための調査表・他農場へ生体を移動するための調査表、死体等の移動のための調査表）に記載し、FAX返信または電話により、至急回答して下さい。

回答・問合せ先 千葉県〇〇家畜保健衛生所

担当：〇〇、〇〇

※今後、家畜保健衛生所からの連絡(FAX等)には十分に注意してください。

〇〇年〇月〇日

制限区域内の豚飼養者 様

千葉県〇〇家畜保健衛生所

## 特定移動制限等に係る助成措置について

豚熱の発生に伴い、特定移動制限等の対象となる区域内において豚を飼養されている方で、制限等により売上げが減少した場合や経費が増加した場合、家畜伝染病予防法第60条による下記のような助成措置があります。制限解除後、助成についての説明会等を開催しますので、下記に該当する場合は必要な書類を保管しておいて下さいますようお願いいたします。

なお、御不明な点がある場合は家畜保健衛生所までお問い合わせください。

※特定移動制限等：家畜伝染病予防法第32条に規定された移動制限・搬出制限、第33条に規定された家畜市場・と畜場・化製場等の開催制限、第34条に規定された放牧制限

## 記

1 と畜場の出荷や家畜の販売に係る助成

- (1) 通常と異なる出荷先に出荷や販売した場合
- (2) 出荷、販売が遅延した場合
- (3) 販売又は飼養の継続が困難になったために、やむを得ず処分した場合
  - 助成対象となる費用：売上げの減少額、飼料費増加額、輸送費増加額
  - 必要となる書類：当該豚の販売価格等がわかる書類、農場の過去の販売価格・格付け実績・枝肉重量・出荷日齢等がわかる書類、過去の出荷実績、出荷予定・計画がわかる書類、給与飼料単価がわかる書類等

2 家畜の死体に係る助成

- (1) 販売又は飼養の継続が困難になったために、やむを得ず処分した場合の経費
- (2) (1) に該当するもの以外の家畜の死体を、通常利用している化製場以外の化製場で処理した場合
  - 助成対象となる費用：輸送費もしくは輸送費増加額、化製費もしくは化製費増加額
  - 必要となる書類：輸送や化製処理した死体の数や金額がわかる書類、輸送や化製処理に通常要する費用がわかる書類、過去の輸送実績、化製実績がわかる書類等

### 3 人工授精用精液、受精卵等に係る助成

- (1) 出荷が遅延した場合
- (2) 他の出荷先に出荷された場合
- (3) やむを得ず処分した場合

○助成対象となる費用：売上げの減少額、輸送費の増加額、保管施設における保管費、輸送・焼却費等（(3)の場合に限る）

○必要となる書類：対象物品の数量、販売価格、輸送費等がわかる書類、過去の対象物品の販売価格・実績、出荷実績等がわかる書類等

連絡・問い合わせ

千葉県〇〇家畜保健衛生所

担当 〇〇 〇〇

TEL

移動制限区域内の豚飼養者様

生きた豚等の移動制限区域内のと畜場への出荷について

移動制限区域が解除されるまで、生きた豚等を農場外に移動することはできません。ただし、発生状況確認検査（豚熱発生後の臨床検査、採血検査）で陰性が確認され、指定した要件に該当する場合、**国と協議の上**、再開した移動制限区域内のと畜場へ出荷することが可能となります。なお、それ以外の生きた豚等のと畜場出荷・他農場への移動はできません。

○移動制限区域内のと畜場 \_\_\_\_\_

※発生に伴い、と畜を停止。国と協議終了後に再開予定です。

と畜場への出荷するための要件

- ①出荷計画を家畜保健衛生所（家保）に提出すること。
- ②出荷時は家保が設定した搬入ルートにより搬入すること。
- ③出荷前日、農場主等は、過去1週間の農場全体の豚の死亡頭数及び健康状態を確認し、出荷前日の出荷豚の健康状態確認と体温測定をすること。
- ④出荷日からさかのぼって3日以内に出荷豚から25頭を抽出してPCR検査を実施し、家保から出荷許可を得ること。
- ⑤出荷当日、出荷予定の豚房の豚の健康観察を行い記録し、保管すること。  
異状がない場合は出荷し、豚の異常があった場合は速やかに家保に連絡し、必要な検査を受けること。
- ⑥農場に動力噴霧器を設置し、豚の積込み前後の荷台及び車両全体の消毒、運搬車両の入退場時の消毒を徹底すること。
- ⑦出荷豚を載せた車両は、移動制限区域内に設置された臨時消毒ポイントを通り、家畜防疫員による臨床検査及び車両の消毒状況の確認を受けること。

○国と協議をするための調査に御協力ください○

移動制限区域内のと畜場への出荷には国との協議が必要です。  
農場の生きた豚を移動制限の対象外とするための協議資料を作成しますので、別紙の出荷調査表に記載し、FAX返信または電話により、至急回答して下さい。

回答・問合せ先 千葉県〇〇家畜保健衛生所

電話

FAX

## と畜場出荷のための調査表

記入日 年 月 日

農場名： 農場住所：

連絡先：(電話) (FAX)

連絡責任者氏名： 緊急連絡先(携帯)：

移動制限区域内のと畜場への出荷計画(※と畜をする当日に移動となります)

日にち	/	/	/	/	/	/	/
頭数							

日にち	/	/	/	/	/	/	/
頭数							

日にち	/	/	/	/	/	/	/
頭数							

日にち	/	/	/	/	/	/	/
頭数							

と畜場へ出荷するにあたり、以下について遵守します(該当するものに☑)

- 出荷計画を家畜保健衛生所(家保)に提出すること。
- 出荷時は家保が設定した搬入ルートにより搬入すること。
- 出荷時は以下①～③を実施し、家保から出荷許可を得ること。
- ①出荷から遡って過去1週間の農場全体の豚の死亡頭数及び健康状態確認、②出荷前日の出荷豚の健康状態確認と体温測定、③出荷日から遡って3日以内の出荷豚から25頭を抽出してPCR検査を実施すること。
- 出荷当日、出荷予定の豚房の豚の健康観察を行い記録し、保管すること。
- 異状がない場合は出荷し、豚の異常があった場合は速やかに家保に連絡し、必要な検査を受けること。
- 農場に動力噴霧器を設置し、豚の積込み前後の荷台及び車両全体の消毒、運搬車両の入退場時の消毒を徹底すること。
- 出荷豚を載せた車両は、移動制限区域内に設置された臨時消毒ポイントを通り、家畜防疫員による臨床検査及び車両の消毒状況の確認を受けること。
- 豚等の移動はと畜をする当日に行い、車両消毒・記録等、家保が指定する措置を講ずること。

## と畜場出荷のための調査表

記入日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

農場名： \_\_\_\_\_ 農場住所： \_\_\_\_\_

連絡先：(電話) \_\_\_\_\_ (FAX) \_\_\_\_\_

連絡責任者氏名： \_\_\_\_\_ 緊急連絡先(携帯)： \_\_\_\_\_

制限区域外のと畜場への出荷計画(書き切れない場合は別紙)

日にち	/	/	/	/	/	/	/
と畜場名							
頭数							

日にち	/	/	/	/	/	/	/
と畜場名							
頭数							

日にち	/	/	/	/	/	/	/
と畜場名							
頭数							

日にち	/	/	/	/	/	/	/
と畜場名							
頭数							

と畜場へ出荷するにあたり、以下について遵守します(該当するものに☑)

 出荷計画を家畜保健衛生所(家保)に提出すること。 出荷時は以下①②を実施し、家保から出荷許可を得ること。

① 出荷から遡って過去1週間の農場全体の豚の死亡頭数及び健康状態確認

② 出荷前日の出荷豚の健康状態確認と体温測定

 出荷前後及び当該出荷中の消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒すること。 出荷時は、家畜保健衛生所から指定されたルートにより運搬すること。 出荷豚等をと畜場に搬入する際に、検査証明書をと畜場へ提出すること。

と畜場出荷許可申請書

令和 年 月 日

千葉県〇〇家畜保健衛生所長 様

住所：

氏名：

電話番号：

制限区域内の豚等をと畜場へ出荷したいので、下記のとおり申請します。

記

1 移動予定日

2 制限区域内の農場

農場名：

住所：

3 移動先のと畜場

と畜場名：

住所：

4 過去1週間の農場全体の豚の死亡頭数及び健康状態

別紙①「出荷に係る農場全体の健康観察表」のとおり

5 出荷前日の出荷豚の健康状態

別紙②「移動予定豚健康確認表」のとおり

※移動制限区域内の豚等のと畜場への出荷の場合は、出荷日から遡って3日以内に出荷豚から25頭を抽出して(25頭に満たない場合は全頭の)PCR検査を実施し、その結果を添付すること

出荷に係る農場全体の健康観察表

記入日 令和 年 月 日

農場名 \_\_\_\_\_ 農場住所 \_\_\_\_\_

出荷予定日 令和 年 月 日

農場全体の健康状態

死亡	あり・なし
耳翼、下腹部、四肢の紫斑	あり・なし
摂氏 40℃以上の発熱	あり・なし
元気消失	あり・なし
食欲減退	あり・なし
便秘・下痢	あり・なし
結膜炎（目やに）	あり・なし
歩行困難、後駆麻痺、けいれん	あり・なし
削瘦、被毛粗剛、発育不良	あり・なし
流死産等の異常産	あり・なし
外傷ではない皮下出血、皮膚紅斑、血便、鼻や耳からの出血	あり・なし

健康状態の詳細（農場全体の健康状態で「あり」の場合に記入する）

豚の日齢		豚の日齢		豚の日齢	
死亡頭数		死亡頭数		死亡頭数	
異常頭数		異常頭数		異常頭数	
豚舎の位置		豚舎の位置		豚舎の位置	
豚房の位置		豚房の位置		豚房の位置	
臨床症状の詳細		臨床症状の詳細		臨床症状の詳細	
治療状況		治療状況		治療状況	
備考		備考		備考	

原因不明の異常があった場合は、直ちに家畜保健衛生所へ連絡すること



【出荷先と畜場名】 様

## 検査証明書

下記の家畜の出荷にあたり、令和 ○年 ○月 ○日に臨床検査を行った結果、異状はありませんでした。

## 記

1 所有者（管理者）名 \_\_\_\_\_

住所 \_\_\_\_\_

2 出荷元農場名 \_\_\_\_\_

住所 \_\_\_\_\_

3 出荷豚等

出荷年月日 \_\_\_\_\_

頭数 \_\_\_\_\_

4 備考

令和 年 月 日

千葉県○○家畜保健衛生所

家畜防疫員 \_\_\_\_\_

## 出荷者への指示事項

- ・ 出荷豚等をと畜場に搬入する際に、本証明書を当該と畜場に提出すること
- ・ と畜場出荷許可証記載事項を遵守し、出荷前後及び出荷中の消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒すること

事務連絡  
令和 年 月 日

〇〇〇〇 様

千葉県〇〇家畜保健衛生所

## と畜場への出荷のための協議終了について

豚熱の発生に伴う生きた豚等のと畜場への出荷につきまして、国との協議が終了し、下記のとおり出荷が可能となりましたのでお知らせします。

出荷時には、臨床検査で異常がないことを家畜防疫員が確認した書類のと畜場への提出が必要です。書類の発行には下記の手続きが必要となりますので、出荷予定が決まり次第、御連絡をお願いいたします。

## 記

- 1 出荷先  
と畜場名および住所
- 2 出荷のための移動経路および消毒ポイント  
別添のとおり
- 3 出荷のための手続き

当該出荷前に家畜防疫員による臨床検査で異常がないことを確認し、検査証明書の発行を受けること。臨床検査を行わない場合は以下の（１）から（３）により、と畜場出荷許可書の発行を受けること。

- （１）出荷に係る農場全体の健康観察表の作成（様式 54）  
農場全体の豚の死亡頭数及び健康状態を出荷日から遡って約 1 週間分記録する
- （２）移動予定豚の健康確認表の作成（様式 55）  
出荷のために移動する豚全頭の体温及び臨床症状を出荷前日朝に記録する
- （３）と畜場出荷許可申請書の提出

出荷前日に上記（１）（２）、と畜場出荷許可申請書を家畜保健衛生所へ提出

※移動制限区域内の場合、出荷日から遡って 3 日以内の出荷豚の PCR 検査が必要です。

## 4 出荷時の注意事項

- ・ 出荷時に、検査証明書またはと畜場出荷許可書を当該と畜場に提出すること
- ・ 出荷当日、出荷予定の豚房の健康観察を行い、豚の異常があった場合は速やかに家畜保健衛生所に連絡し、必要な検査を受けること。

出荷予定の連絡・問合せ先

〇〇家畜保健衛生所

担当：〇〇 〇〇

電 話：

F A X：

## と畜場出荷許可書

番 号  
年 月 日

〇〇〇〇 様

千葉県〇〇家畜保健衛生所  
家畜防疫員 〇〇 〇〇 印

下記の制限区域内の豚等について健康状態を確認しましたので、と畜場への出荷を許可します。豚等の移動時には下記の指示事項を遵守してください。

## 記

- 1 制限区域内の農場  
農場名：  
住所：
- 2 出荷を許可する豚等  
頭数 頭  
※詳細は、移動予定豚の健康確認表のとおり
- 3 移動日（と畜をする当日）
- 4 移動先のと畜場  
と畜場名：  
住所：
- 5 搬入ルート  
別添地図のとおり  
※消毒ポイント名および住所：

移動にあたり、以下の措置を講ずること

- ①と畜をする当日に移動させること
- ②移動前に、臨床的に農場の豚等に異状がないか確認すること
- ③積込み前後に車両表面全体を消毒すること
- ④荷台は体液等の漏出防止措置を講じること
- ⑤家保が設定した搬入ルートにより移動し、他の豚等の飼養場所を含む関連施設に侵入しないこと
- ⑥運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒すること。
- ⑦移動経過の記録として、本許可書を保管すること。

制限区域内の豚飼養者様

## 豚等の死体等の処分のための移動について

制限区域が解除されるまで、豚等の死体及び敷料、飼料、排せつ物等は農場外に移動することはできません。ただし、家畜防疫員が飼養されている豚等に臨床的な異状がないことを確認した制限区域内の農場については、移動時に指定した措置を講ずることができる場合、**国と協議の上**、焼却、埋却、化製処理又は消毒をするために移動することが可能となります。

※移動制限区域内で採取された精液及び受精卵（病性等判定日からさかのぼって21日目より前に採材され、区分管理されていたものを除く）の移動はできません。

豚等の死体等の処分のための移動に必要な措置

- ①移動前に、家畜防疫員が当該農場の豚等に異状がないか確認する。
- ②原則として、密閉車両又は密閉容器を用いる。  
上記が確保できない場合には、運搬物が漏出しないよう、床及び側面をシートで覆い、さらに運搬物を積載した後、上部もシートで覆う等の措置を講ずる。
- ③積み込み前後に車両表面全体を消毒する。
- ④原則として、他の農場の付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。
- ⑤複数の農場を連続して配送しないようにする。
- ⑥移動中は、消毒ポイントにおいて運搬車両を十分に消毒する。
- ⑦移動時には、法第32条第1項の禁止又は制限の対象外になっていることを証明する書類を携行し、消毒ポイント等で提示する。
- ⑧運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する。
- ⑨移動経過を記録し、保管する。

豚等の焼却、化製処理又は消毒をする場合に必要な措置

- ①運搬車両から死体等の投入場所までシートを敷く等の措置を講ずる。
- ②死体等置場を製品置場と隔てて設置する等の措置を講ずる。
- ③焼却、化製処理又は消毒行程への投入完了後直ちに、施設等の出入口から死体等投入場所までの経路を消毒する。

## ○国と協議をするための調査に御協力ください○

豚等の死体等の移動には国との協議が必要です。制限の対象外とするための協議資料を作成しますので、別紙調査表に記載し、FAX返信または電話により、至急回答して下さい。

回答・問合せ先 千葉県〇〇家畜保健衛生所

電話

FAX

## 死体等の移動のための調査表

記入日 年 月 日

農場名： 農場住所：

連絡先：(電話) (FAX)

連絡責任者氏名： 緊急連絡先：

## 農場外への移動予定

	移動がある場合				
	農場外への移動の有無	移動先(住所)	移動頻度(最小限)	運搬者	通過消毒ポイント番号
① 豚等の死体	あり・なし				
② 排せつ物等	あり・なし				
③ 敷料	あり・なし				
④ 飼料	あり・なし				
⑤ 家畜飼養器具	あり・なし				
⑥ 精液・受精卵(移動制限区域のみ)	あり・なし				

移動にあたり、以下について遵守します(該当するものに☑)

- 密閉車両又は密閉容器を用いること。
- 運搬物が漏出しないよう、床及び側面をシートで覆い、さらに運搬物を積載した後、上部もシートで覆う等の措置を講ずること。
- 積み込み前後に車両表面全体を消毒すること。
- 家保が設定した搬入ルートにより移動し、複数の農場を連続して配送しないこと。
- 移動中は、消毒ポイントにおいて運搬車両を十分に消毒する。
- 運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する。
- 移動経過を記録し、保管する。

事 務 連 絡  
 令 和 年  
 月 日

〇〇〇〇 様

千葉県〇〇家畜保健衛生所

豚等の死体等の処分のための移動の協議終了について

豚熱の発生に伴う豚等の死体等の処分のための移動・搬出制限につきまして、国との協議が終了し、下記のとおり移動・搬出が可能となりましたのでお知らせします。

移動時には、消毒ポイント等で制限の対象外となっていることを証明する書類の提示が必要です。移動前に、家畜防疫員が当該農場の豚等に異状がないか確認しますので、移動予定が決まり次第、御連絡をお願いいたします。

記

1 移動・搬出が可能となる対象物：

	移動先 (住所)	通過消毒 ポイント番号
① 豚等の死体		
② 排せつ物等		
③ 敷料		
④ 飼料		
⑤ 家畜飼養器具		
⑥ 精液・受精卵		

移動予定の連絡・問合せ先

〇〇家畜保健衛生所

担当：〇〇 〇〇

電 話：

F A X：

## 制限除外証明書

番 号  
年 月 日

〇〇〇〇 様

千葉県〇〇家畜保健衛生所  
家畜防疫員 〇〇 印

あなたが所有する(管理する)次の豚等については、次の豚熱の発生に伴う、家畜伝染病予防法(昭和 26 年法律第 166 号)第 32 条第 1 項に規定された禁止又は制限の対象外であることを証明する。

発生に係る情報：令和〇年〇月〇日に〇〇県〇〇市で発生が確認された豚熱

## 記

## 1 対象物が所在する場所の名称及び住所

## 2 制限の対象外となるものの詳細

対象物	移動先名称 (住所)	通過消毒 ポイント 番号	搬入 ルート

移動にあたり、以下の措置を講ずること

- ①移動前に家畜保健衛生所へ連絡し、豚等に異状がないことの確認を受けること
- ②移動時にはこの証明書を必ず携行し、消毒ポイント等において提示すること。
- ③運搬には密閉車両又は密閉容器を用いること。これらが確保できない場合には、運搬物が漏出しないよう、床及び側面をシートで覆い、さらに運搬物を積載した後、上部もシートで覆う等の措置を講ずること。
- ④積み込み前後に車両表面全体を消毒すること。
- ⑤家保が設定した搬入ルートにより移動し、複数の農場を連続して配送しないこと
- ⑥移動中は、消毒ポイントにおいて運搬車両を十分に消毒すること。
- ⑦運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒すること。
- ⑧裏面に移動経過を記録し、保管すること。



## 他農場へ生体を移動するための調査表

記入日 年 月 日

農場名： \_\_\_\_\_ 農場住所： \_\_\_\_\_

連絡先：(電話) \_\_\_\_\_ (FAX) \_\_\_\_\_

連絡責任者氏名： \_\_\_\_\_ 緊急連絡先： \_\_\_\_\_

農場外への移動計画（書き切れない場合は別紙）

移動先 No.① 名称 \_\_\_\_\_ 住所 \_\_\_\_\_

移動先 No.② 名称 \_\_\_\_\_ 住所 \_\_\_\_\_

移動先 No.③ 名称 \_\_\_\_\_ 住所 \_\_\_\_\_

日にち	/	/	/	/	/	/	/
移動先 No.							
頭数							

日にち	/	/	/	/	/	/	/
移動先 No.							
頭数							

日にち	/	/	/	/	/	/	/
移動先 No.							
頭数							

日にち	/	/	/	/	/	/	/
移動先 No.							
頭数							

移動にあたり、以下について遵守します（該当するものに☑）

 原則 1 ヶ月間の移動計画を家畜保健衛生所（家保）に事前に提出すること。 原則として、県内の移動とする。

※県外に移動する場合は受入県との調整が必要です。

 原則として、移動豚全頭についてPCR検査（及びエライザ検査※）で陰性を確認し、家保の確認を受けること。※野生いのしし周辺の場合に記載する 移動先の農場で、少なくとも 21 日間経過観察すること。その際、可能な限り隔離すること。

事 務 連 絡  
令和 年  
月 日

〇〇〇〇 様

千葉県〇〇家畜保健衛生所

生きた豚等の移動のための協議終了について

豚熱の発生に伴う生きた豚等の他農場への移動につきまして、国との協議が終了し、下記のとおり移動が可能となりましたのでお知らせします。

移動時には、事前に下記の手続きをお願いいたします。

記

1 移動計画の提出

1 ヶ月間の移動計画を家畜保健衛生所（家保）に事前に提出すること

2 移動豚全頭の血液検査

移動前に、移動豚全頭についてPCR検査（及びエライザ検査）を実施すること

3 移動先での経過観察および隔離

移動先の農場で、少なくとも21日間経過観察すること。その際、可能な限り隔離飼育すること

移動計画の連絡・問合せ先

〇〇家畜保健衛生所

担当：〇〇 〇〇

電 話：

F A X：

# 家畜衛生だより

## 豚熱情報

令和〇〇年度 号外（〇月発行）  
千葉県農林水産部畜産課  
〒260-8667 千葉市中央区市場町 1-1  
Tel : 043-223-2938  
Fax : 043-222-3098

### 速 報

## 〇〇市で豚熱の (疑似) 患畜が確認されました

#### 【農場概要】

農場所在地：〇〇市

飼 養 規 模：養豚場 約〇〇〇〇頭飼養

経 緯：〇棟のうち〇棟で死亡頭数が増加

〇日に〇〇家畜保健衛生所に通報

〇日〇時〇分、検査により豚熱と確認されました

#### 【千葉県の対応】

- ・当該農場の豚の殺処分などの実施（約400人体制）
- ・周辺農場の異常の有無の確認
- ・発生農場の半径3km 区域内農場に対する豚等の移動制限・半径10km 区域内農場に対する豚等の搬出制限
- ・発生農場の周辺地域で、畜産関係車両を消毒するための消毒ポイント〇ヶ所設置（別紙地図参照）

#### 豚熱の症状例



畜産関係者の皆様は、消毒ポイントを必ず通過してください！！

## 消毒ポイントの地図

No	ポイント名称	場所
①		
②		
③		
④		
⑤		
⑥		
⑦		

# 道路占用許可申請書 協議

新 規	更 新	変 更	( ) 令和 年 月 日
--------	--------	--------	-----------------

千葉県知事 様 令和 年 月 日

〒  
住 所  
氏 名

担当者  
TEL



道路法第32条の規定により許可を申請します。  
第35条 協議

占用の目的			
占用の場所	路線名	車道・歩道・その他	
	場所		
占用物件	名 称	規 模	数 量
占用の期間	令和 年 月 日から	日間	占用物件 の 構 造
	令和 年 月 日から		
工事の期間	令和 年 月 日から	日間	工事实施 の 方 法
	令和 年 月 日から		
道路の 復旧方法		添付書類	
備 考			

記載要領

- 「許可申請」、「第32条」、「許可を申請」については、該当するものを○で囲むこと。  
「協議」「第35条」「協議」
- |        |        |        |
|--------|--------|--------|
| 新<br>規 | 更<br>新 | 変<br>更 |
|--------|--------|--------|

 については、該当するものを○で囲み、更新・変更の場合には、従前の許可書又は回答書の番号及び年月日を記載すること。
- 申請者が法人である場合には、「住所」の欄には主たる事務所の所在地、「氏名」の欄には名称及び代表者の氏名を記載するとともに、「担当者」の欄に所属・氏名を記載すること。
- 「場所」の欄には、地番まで記載すること。占用が2以上の地番にわたる場合には起点と終点を記載すること。
- 変更の許可申請にあっては、関係する欄の下部に変更後のものを記載し、上部に変更前のものを（ ）書きすること。
- 「添付書類」の欄には、道路占用の場所、物件の構造等を明らかにした図面その他必要な書類を添付した場合に、その書類名を記載すること。

## 別記様式第六(第十条関係)

道路使用許可申請書			
年 月 日			
警察署長 殿			
住所			
申請者 氏名			
印			
道路使用の目的			
場所又は区間			
期 間	年 月 日 時から 年 月 日 時まで		
方法又は形態			
添付書類			
現場責任者	住所氏名	電話	
第 号			
道路使用許可証			
上記の通り許可する。ただし、次の条件に従うこと。			
条 件			
令和 年 月 日			
警察署長			
印			

- 備考
- 申請者が法人であるときは、申請者の欄には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。
  - 申請者は、氏名の記載と押印に代えて、署名することができる。
  - 方法又は形態の欄には、工事又は作業の方法、使用面積、行事等の参加人員、通行の形態又は方法等使用について必要な事項を記載すること。
  - 添付書類の欄には、道路使用の場所、方法等を明らかにした図面その他必要な書類を添付した場合に、その書類名を記載すること。
  - 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

**【担当業務】** (該当する業務に○) 車両消毒 ・ 警備及び車両誘導

※一日2交代の場合は3列目の記入は不要です。

月日(曜)		時～	時	時～	時	※	時～	時
月 日 ( )	所属							
	氏名							
	氏名							
月 日 ( )	所属							
	氏名							
	氏名							
月 日 ( )	所属							
	氏名							
	氏名							
月 日 ( )	所属							
	氏名							
	氏名							
月 日 ( )	所属							
	氏名							
	氏名							
月 日 ( )	所属							
	氏名							
	氏名							

車両消毒実施確認書（消毒実施者控）

消毒ポイント番号【           】

実施年月日：           年           月           日

実施番号	実施時間	消毒実施者名	業者名	業者連絡先	運転者の署名 又は印	車両番号	運行先	目的	消毒車両の種別
記入例	:	チバ	〇〇飼料	090-XXXX-XXXX	千葉	千葉 555 ら 55-55	牛・豚・鶏	入・移・出	飼料・公用車 豚生体・処分豚・汚染物品 その他
	:						牛・豚・鶏	入・移・出	飼料・公用車 豚生体・処分豚・汚染物品 その他
	:						牛・豚・鶏	入・移・出	飼料・公用車 豚生体・処分豚・汚染物品 その他
	:						牛・豚・鶏	入・移・出	飼料・公用車 豚生体・処分豚・汚染物品 その他
	:						牛・豚・鶏	入・移・出	飼料・公用車 豚生体・処分豚・汚染物品 その他
	:						牛・豚・鶏	入・移・出	飼料・公用車 豚生体・処分豚・汚染物品 その他
	:						牛・豚・鶏	入・移・出	飼料・公用車 豚生体・処分豚・汚染物品 その他
	:						牛・豚・鶏	入・移・出	飼料・公用車 豚生体・処分豚・汚染物品 その他
	:						牛・豚・鶏	入・移・出	飼料・公用車 豚生体・処分豚・汚染物品 その他
	:						牛・豚・鶏	入・移・出	飼料・公用車 豚生体・処分豚・汚染物品 その他

※自分の勤務時間帯が終了し、台数報告を行ったら用紙を報告済みファイルに閉じて下さい。

## 車両消毒済証明書

- 1 運行目的 \_\_\_\_\_
- 2 会社名 \_\_\_\_\_
- 3 運転者氏名 \_\_\_\_\_
- 4 車両番号 \_\_\_\_\_

上記車両は、下記日時に車両消毒を実施したことを証明する。

千葉県高病原性鳥インフルエンザ対策本部

消毒実施日	実施時間	消毒ポイント 番号	確認印
年  月 日	:  		
月 日	:		
月 日	:		
月 日	:		

【記入者】	氏名
【消毒ポイント番号】 (該当に○)	1・2・3・4・5・6・7・8
【実施年月日時間】	年 月 日 時～ 時
【担当時間帯消毒台数】	合計 台

【資材残量】 (選択肢に○または必要事項を記入してください。)

消毒薬(車両用)	( 1本(18L)以上有・補充必要 18L	本 )
アルコール(手/車内用)	( 1缶以上有・補充必要	缶 )
防疫服	( 10着以上有・補充必要 L/2L/3L	着 )
インナー手袋	( 1箱以上有・補充必要 M/L	箱 )
アウター手袋	( 10組以上有・補充必要 M/L	組 )
使い捨てマスク	( 1箱以上有・補充必要	箱 )
ゴーグル	( 10個以上有・補充必要	箱 )
ペーパータオル	( 5束以上有・補充必要	束 )
ゴミ袋	( 5枚以上有・補充必要 45L/90L	箱 )
単1電池	( 2本以上有・補充必要	本 )
単2電池	( 2本以上有・補充必要	本 )
単3電池	( 2本以上有・補充必要	本 )
ボールペン	( 4本以上有・補充必要	本 )
トイレットペーパー	( 3ロール以上有・補充必要	ロール )
カイロ	( 10枚以上有・補充必要	箱 )
融雪剤	( 1袋以上有・補充必要	袋 )
様式53	( 10枚以上有・補充必要	枚 )
様式54	( 10枚以上有・補充必要	枚 )
様式55	( 50枚以上有・補充必要	枚 )
様式56	( 10枚以上有・補充必要	枚 )

【利用者からの苦情】 (選択肢に○または必要事項を記入してください。)

無・有 (内容: )

【その他連絡事項】 上記以外で補充が必要な物があればここに品目・個数記入

消毒ポイント連絡事項記録用紙

報告日時 月 日 :

県対応者 :

内容	問合せ 苦情 事故 その他 ( )
連絡者氏名	(所属 : )
発生日時	月 日 :
対象者氏名	(所属 : )
発生場所	
経緯	
対応状況	
県の指示	

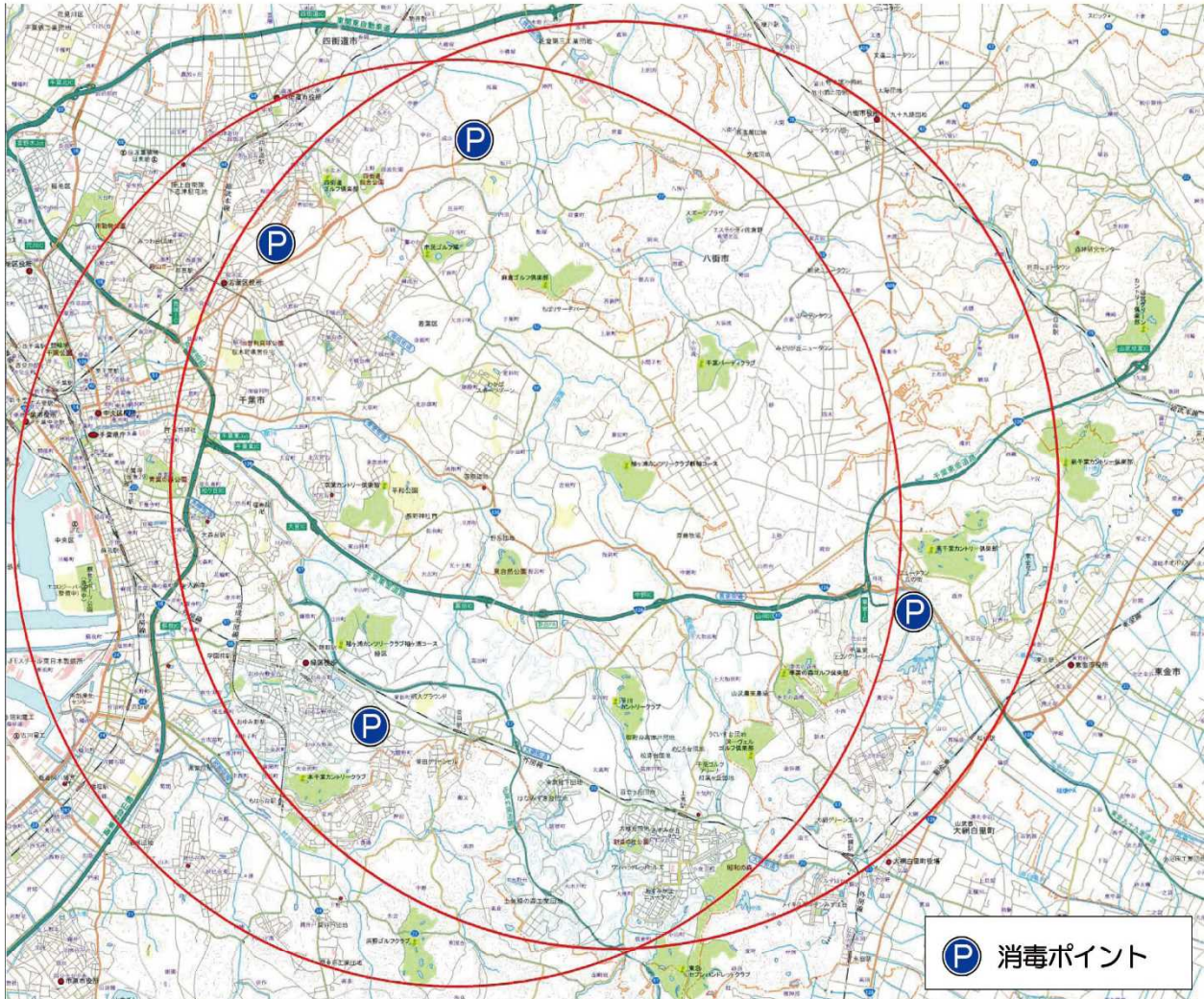
担当者連絡先  
 千葉県畜産総合研究センター  
 ○○  
 TEL 043-445-4511





# 関係機関・団体向け協力要請用資料 (消毒ポイントの設置の例)

平成23年3月17日の疑似患畜確認に伴う移動制限区域の追加指定と消毒ポイントの継続について



消毒NO	消毒ポイント	住所地
1	家畜市場	千葉市若葉区若松町432-35
2	千葉県農業総合研究センター	千葉市緑区大膳野町808
3	東金市 丘山公民館	東金市小野101-4
4	国道51号線坂戸付近	佐倉市坂戸1623-21付近

※消毒ポイントの開設時間は AM6:00~PM10:00 です。

※移動制限区域内の養鶏場に入りもしくは付近を通過するすべての畜産関係車両は、必ず上記消毒ポイントを通過して消毒を受けてください。

※豚熱のまん延防止措置ですのでご協力をお願いします。

## 豚熱「患畜」の発生について（第〇報）

令和〇〇年〇月〇日〇〇時発表  
千葉県農林水産部畜産課  
043-223-2930

令和〇〇年〇月〇日の〇時に〇市の養豚場で飼養されている豚について、豚熱の患畜であることを確認しました。

## 《概要》

プレスは氏名等個人情報  
は公表しない

## 1 農場概要

所在地：〇市〇〇  
農場名：〇〇農場（畜主：千葉 太郎 連絡先：000-0000-0000）  
飼育状況：豚〇〇〇頭（繁殖豚〇〇頭、肥育豚〇〇頭、子豚〇〇頭）

## 2 異常発見の経緯

〇月〇日 複数の繁殖豚が食欲不振を示す  
〇月〇日 複数の繁殖豚に高熱及びチアノーゼが認められる  
家畜保健衛生所へ通報

## 3 検査実施状況

〇日〇〇時〇〇分 〇〇家畜保健衛生所職員が農場に立入検査  
〇日〇〇時〇〇分 中央家畜保健衛生所で遺伝子検査の結果、陽性と判明  
〇日〇〇時〇〇分 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究  
部門へ検体を搬送  
〇日〇〇時〇〇分 遺伝子解析結果野外株と一致  
食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会牛豚等疾病小委員会にて  
患畜と判断→「患畜」決定

## 4 県の対応

- 当該養豚場の豚の殺処分等の実施（約1,000人体制）
- 発生農場の半径10km区域内の豚等の移動制限及び周辺農場の異常の有無の確認
- 発生農場の周辺地域で、畜産関係車両を消毒するために、消毒ポイントを8ヶ所設置

## 5 今後の予定

- 〇日〇時に防疫措置開始
- 〇日〇時に県防疫対策本部会議を開催
- 防疫措置完了まで毎日〇〇時〇〇分と〇〇時〇〇分に防疫措置状況を公表  
※対策本部会議を実施する可能性もあり。その場合は事前に貼り出しを行う。

## 【 報道機関へのお願い 】

- 1 農場での取材は、本病のまん延を引き起こす恐れもあることから、厳に慎むようお願いいたします。
- 2 今後とも、本病に関する情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者が根拠のない噂などにより混乱することのないよう、ご協力をお願いいたします。

豚熱は豚の病気であり、人に感染することはありません。

また、感染豚の肉が市場に出回ることはありませんが、万が一、人が感染豚やいのししの肉を食べても健康に影響はありません。